
門真市第3期障がい福祉計画

(平成24年度～26年度)

(素案)

平成24年1月

門 真 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
(1)	障がい者制度改革の動向	1
(2)	計画策定の目的	4
(3)	改正障害者自立支援法の概要	5
(4)	計画において定めるべき事項	7
2	計画の対象	8
3	計画の位置づけ	8
4	計画の期間	9
5	計画の策定体制	10
6	障がいのある人を取り巻く現況と課題	11
(1)	人口・世帯の動向	11
(2)	身体障がいのある人の状況	13
(3)	知的障がいのある人の状況	16
(4)	精神障がいのある人の状況	18
(5)	ヒアリング結果等からみるニーズ	20

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	25
2	基本視点	26
3	平成26年度までにめざす姿	27
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	27
(2)	入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行	29
(3)	福祉施設利用者の就労の目標	31

第3章 事業計画

1	障害者自立支援法に基づくサービス事業体系	35
2	障害福祉サービス	36
(1)	訪問系サービス	36
(2)	日中活動系サービス	42
(3)	居住系サービス	53
(4)	相談支援	56
3	地域生活支援事業	59
(1)	必須事業	59
(2)	選択的事業等	65

4	児童福祉法に基づくサービス	66
5	相談支援・ケアマネジメント体制の充実	71
6	人権の尊重と権利擁護の推進	73
7	障がいのある人の雇用・就労の促進	74
8	サービスの確保と人材の確保	75
9	計画の推進	76

資料編 計画の策定経過及び用語の説明

1	計画の策定経過	
2	用語の説明	

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 障がい者制度改革の動向

国においては、制定当初から問題点が指摘されていた「障害者自立支援法」に代わる新たな法整備に向け、これまで大きな動きがありました。主要なものについて以下に整理しました。

① 「障害者の権利に関する条約」について

障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が、平成18年12月に行われた第61回国連総会において正式に採択され、平成19年9月には「障害者の権利に関する条約」について署名を行い、条約の締結に向けて、国民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目的に、国内法制の整備などの制度改革が進められています。

② 障がい者制度改革について

国においては、「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の整備をはじめとする制度の集中的な改革を行い、関係機関との連携や施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置されました。これにより平成12年12月設置の障害者施策推進本部は廃止となりました。

「障がい者制度改革推進本部」においては、「障がい者制度改革推進会議」及び「総合福祉部会」「差別禁止部会」において、障害者基本法の抜本的な改正、「障害者総合福祉法（仮称）」や「障害者差別禁止法（仮称）」の制定に向け、それぞれ審議が行われてきました。

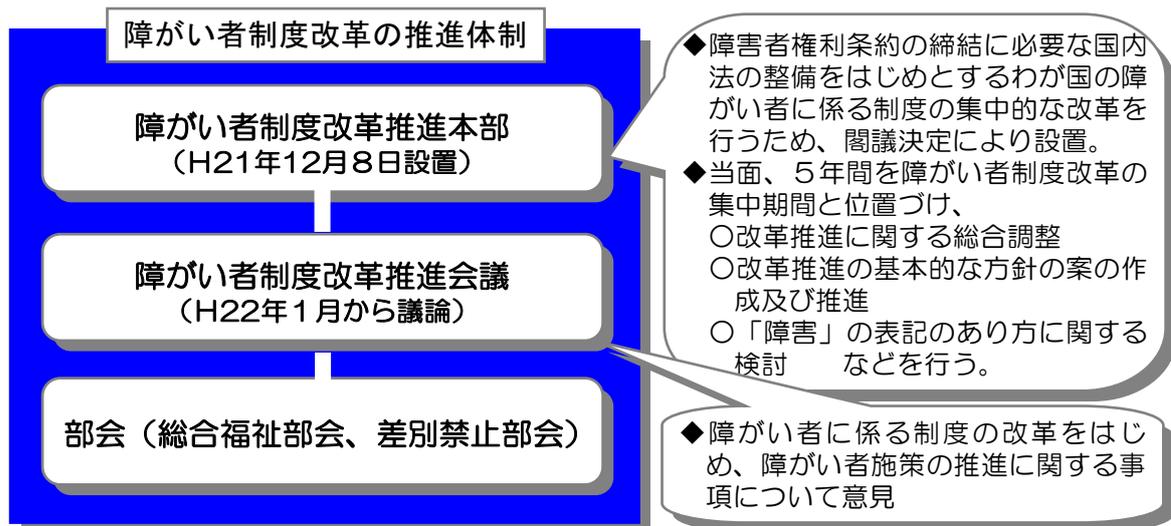
障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（抜粋）

基礎的な課題における改革の方向性

- (1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築
- (2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

- (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制
⇒23年に法案提出をめざす
- (2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等
⇒25年に法案提出をめざす
人権救済制度に関する法案の検討
- (3) 「障害者総合福祉法（仮称）」の制定
⇒24年法案提出、25年8月までの施行をめざす



③ 「障害者自立支援法」について

「障害者自立支援法」について制度上の課題を解決するため、平成22年1月から「障がい者制度改革推進会議」において、制度改革に向けた議論が行われてきました。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者及び障がい児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めた「**障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律**」が、平成22年12月10日公布されました。この法律の施行は平成24年4月1日（一部は公布の日、平成24年4月1日までの間において政令で定める日等）となっています。この法律の内容は、障害者自立支援法の一部改正関係として、①利用者負担の見直し、②障がい者に関する定義規定の見直し（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者を含むことの明確化）、③相談支援の充実、④地域における自立した生活のための支援の充実（同行援護の創設等）、⑤その他（成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活支援事業の必須事業に格上げする等）があります。

また、児童福祉法の一部改正関係では、①障がい児施設の見直し、②障がい児の通所による支援の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設等）、③障がい児の入所による支援の見直し、④障がい児相談支援事業の創設があります。

④ 障害者基本法の改正（「障害者基本法の一部を改正する法律」）について

障害者基本法の改正に関しては、「障害者基本法の一部を改正する法律案」が平成23年4月22日に国会に提出され、6月16日衆議院で可決、7月29日に参議院で可決・成立し、8月5日に公布・施行（一部を除く）されました。

障害者基本法の改正／障害者の定義の見直し（抜粋）

旧法

「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

新法

「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

障害者基本法の改正／基本原則及び施策の基本方針（概要）

基本原則

- ①地域社会における共生や、②言語（手話を含む）等の意思疎通手段の選択の機会の確保等を新たに掲げる。
- 差別等を禁止する観点から、社会的障壁の除去は、現に必要としている障害者が存し、かつ、負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない旨を規定。

施策の基本方針

- ①性別・生活の実態に応じた施策の策定・実施や、②障害者その他の関係者の意見の尊重を規定

⑤ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の成立

平成23年6月17日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、施行は平成24年10月1日となっています。この法律では「障害者虐待」を次のように規定しています。

第2条

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

⑥ 「障害者総合福祉法（仮称）」の検討

障害者自立支援法に代わり、制度の谷間がなくサービスの利用者負担を応能負担とする新たな「障害者総合福祉法（仮称）」が検討され、平成23年1月25日及び同年6月23日に作業チームよりそれぞれ検討結果の報告が行われました。同年7月26日の第16回総合福祉部会において「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案」が提案され、8月9日の第17回総合福祉部会においてその修正版が協議され、8月30日に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会から「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が出されました。

(2) 計画策定の目的

本市では、平成19年3月に平成20年度までを第1期として定めた「門真市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」を策定しました。この計画は、障がいのある人が年齢や障がいの種別等にかかわらず、一人ひとりの自立を支援し、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう、サービス基盤の整備を計画的に進めるための計画です。また、施設等の新体系への移行の完全実施を平成23年度末までとしていることから、平成23年度までにめざす姿として、施設から地域への移行数や、精神障がいのある人の退院目標数、施設から一般就労への移行数、就労継続支援A型の利用率などの目標値を設定しました。

平成21年3月には、平成23年度までを計画期間とする「門真市第2期障がい福祉計画（平成21年度～23年度）」を策定しました。この計画は平成23年度までにめざす姿を目標とした、いわば後半部にあたります。

しかし、この計画が平成23年度をもって計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況や国の制度改革の方向を踏まえつつ、新たに目標を設定し、その達成に向けた取り組みを計画的に推進する必要があります。

そのため、「門真市第3期障がい福祉計画（平成24年度～26年度）」を策定し、障がい福祉の充実に向けて平成26年度の目標を定めるとともに、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の各事業量の設定など、障がいのある人の生活を支えるための具体的な取り組みを明らかにするものです。

(3) 改正障害者自立支援法の概要

2頁に記載している「改正障害者自立支援法（障害者自立支援法等の一部を改正する法律の略）」について、次に概要を示します。なお、この法律は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間における障がい者の地域生活支援のための法改正です。

① 利用者負担の見直し（平成24年4月1日施行予定）

- 利用者負担について、応能負担を原則にすることを法律上も明確化。
- 高額障がい福祉サービス費について、補装具と合算することで利用者の負担を軽減。

② 障がい者の範囲の見直し（公布日の平成22年12月10日施行）

- 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障がい者が障がい者の範囲に含まれることを法律上明示。
- あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確化。

③ 相談支援の充実（平成24年4月1日施行）

- 相談支援体制の強化
 - ⇒地域における相談支援体制の強化を図るため、中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置。
 - ⇒自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上根拠を規定。
 - ⇒地域移行や地域定着についての相談支援の充実（地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）。
- 支給決定プロセスの見直し等
 - ⇒支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。
 - ⇒サービス等利用計画作成の対象者を全利用者に拡大。

④ 地域における自立した生活のための支援の充実（平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行）

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設
 - ⇒グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設（居住に要する費用の助成）。
- 重度の視覚障がい者の移動支援の個別給付化
 - ⇒重度の視覚障がい者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とし、「同行援護」サービスを創設。

⑤ 障がい児支援の強化（平成24年4月1日施行）

●児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

⇒重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設（通所・入所）について一元化。

⇒在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村となっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする（入所施設の実施主体は引き続き都道府県）。

●放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

⇒学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設（20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。

⇒保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。

●在園期間の延長措置の見直し

⇒18歳以上の障がい児施設入所者については障がい者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直し（その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられないことがないようにするための必要な規定を設ける。特に重症心身障がい者については十分に配慮する）。

⑥ その他

●成年後見制度利用支援事業の必須事業化（平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行）

⇒法律上、市区町村における成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業の必須事業とする。

●児童デイサービスに係る利用年齢の特例（公布日施行）

⇒児童デイサービスを20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。

●事業者の業務管理体制の整備等（平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行）

⇒事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

●精神障がい者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等（平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行）

⇒都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置づけ等。

⇒精神保健福祉士が、精神障がい者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。

●難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討（公布日施行）

⇒政府は、障がい保健福祉施策を見直すにあたって、難病の者等に対する支援及び障がい者等に対する移動支援のあり方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 計画において定めるべき事項

この計画は、国の示す基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）の一部改正に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する平成26年度の数値目標を設定するとともに、平成24年度から平成26年度までの第3期障がい福祉計画における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、提供体制の確保に関する方策等を定めるものです。

なお、障がいのある児童の通所支援事業及び入所施設、相談支援事業については児童福祉法に基づくサービスとなっていますが、国においてはこの指針の中で、「都道府県及び市町村は、障害福祉計画の策定に併せて、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい」としています。

これに対して、大阪府では「障がい児施策の推進を図るためには、計画的な体制整備が必要であることから、障がい児通所支援に係る計画は、全市町村で策定していただきたい。」としています。

本市においては、児童福祉法に基づくサービスについても、この計画に見込量を定めるものとします。

■ 計画において定めるべきとされている事項

- 基本理念・・・障害者基本法の一部を改正する法律による目的規定の改正内容について、障がい福祉計画の基本的理念の中に盛り込む。
- 平成26年度の数値目標の設定・・・①福祉施設入所者の地域生活への移行、②入院中の精神障がい者の地域生活への移行（都道府県）、③福祉施設から一般就労への移行等。
- 各年度における障がい福祉サービス、地域相談支援（地域移行支援及び地域相談支援）または計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みと実施に関する考え方。
- 地域生活支援事業の実施に関する事項。
- 相談支援体制の充実・強化・・・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置や自立支援協議会の具体的な機能のあり方の明確化。
- 障害者虐待防止法の成立を踏まえた既定の整備・・・市町村障がい者虐待防止センターを中心として、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことなどの規定。
- 改正介護保険法等を踏まえた規定の整備・・・平成23年6月に成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律を踏まえ、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることの明確化。
- 障がい児支援のための計画的な基盤整備・・・児童福祉法の改正により障がい児支援が強化されたことも踏まえ、市町村は障がい福祉計画の作成に併せて、障がい児支援に係る方針を策定することが望ましい旨の明確化。

2 計画の対象

発達障がいについては、これまでも障害者自立支援法の対象としていましたが、平成22年12月の法律の改正により、障害者自立支援法第4条第1項において、発達障がいは精神障がいに含まれるものとして法律上明記されました。

また、これに関して、障がい者手帳の所持は、身体障がいのある人を除き、障害者自立支援法に基づく給付の要件とされていないため、発達障がいのある人は、障がい者手帳を所持しているか否かにかかわらず、同法に基づく給付の対象となります。

なお、高次脳機能障がいは器質性精神障がいとして精神障がいに含まれるとともに、このことにより、障がい者手帳を所持しているか否かにかかわらず、障害者自立支援法に基づく給付の対象となり得ます。

障害者自立支援法第4条

1 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者をいう。

3 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として国の基本方針に沿って策定した法定計画であり、今後、本市が進めていく障がい福祉サービスにかかわる給付、その他支援策の方向性及び目標を定めたものです。

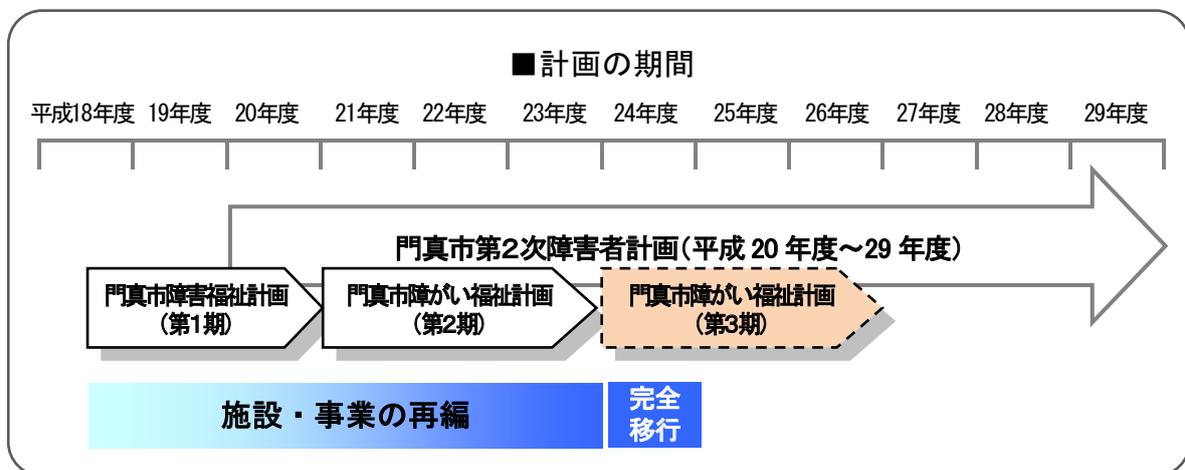
また、この計画は、市政の基本方針を示す「門真市第5次総合計画」（平成22年3月策定）を上位計画とし、「門真市第2次障害者計画」（平成20年3月策定）や「門真市第2期地域福祉計画」（平成24年3月策定）など関連計画との整合に配慮したものとします。

4 計画の期間

障害者自立支援法では、「施設から地域へ」あるいは「働く意欲のある人への就労支援」などの課題に対応するため、施設・事業について新体系への移行を平成23年度末と期間を切りました。

この計画は、平成24年度からの新体系への完全移行を踏まえ、平成26年度末までに地域がめざす姿を施設や精神科病院からの地域移行者数、就労者数などとして数値目標として設定するとともに、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などの各サービスについて平成26年度を目標としています。

したがって、この計画は、目標値の実現をめざして、第3期にあたる平成24年度から平成26年度までの3年間で期間とする計画です。



5 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、市民の参画を得るとともに、市民ニーズを踏まえるため、次のような機会を設定しました。

① 門真市障がい者地域自立支援協議会

学識経験者、障害者（児）団体、サービス提供事業者、医療・教育・就労等機関関係者などによる「門真市障がい者地域自立支援協議会」による審議を行いました。

② 門真市障がい福祉計画作成委員会

庁内関係各課からなる「門真市障がい福祉計画作成委員会」を設置し審議しました。

③ 障がい者（児）団体に対するヒアリング

障がい福祉サービスの利用やニーズ、日常生活上の困りごとなどを把握するため、本市の障がい者（児）団体6団体に対するヒアリングを行いました。

④ パブリックコメントの実施

本計画（素案）について広く市民から意見を募集するため、平成24年2月14日（火）より3月4日（日）まで、パブリックコメントを実施しました。素案については市ホームページに掲載するとともに、縦覧できるように障がい福祉課窓口、情報コーナー（市役所別館）、南部市民センター、保健福祉センター、図書館に配架しました。

6 障がいのある人を取り巻く現況と課題

(1) 人口・世帯の動向

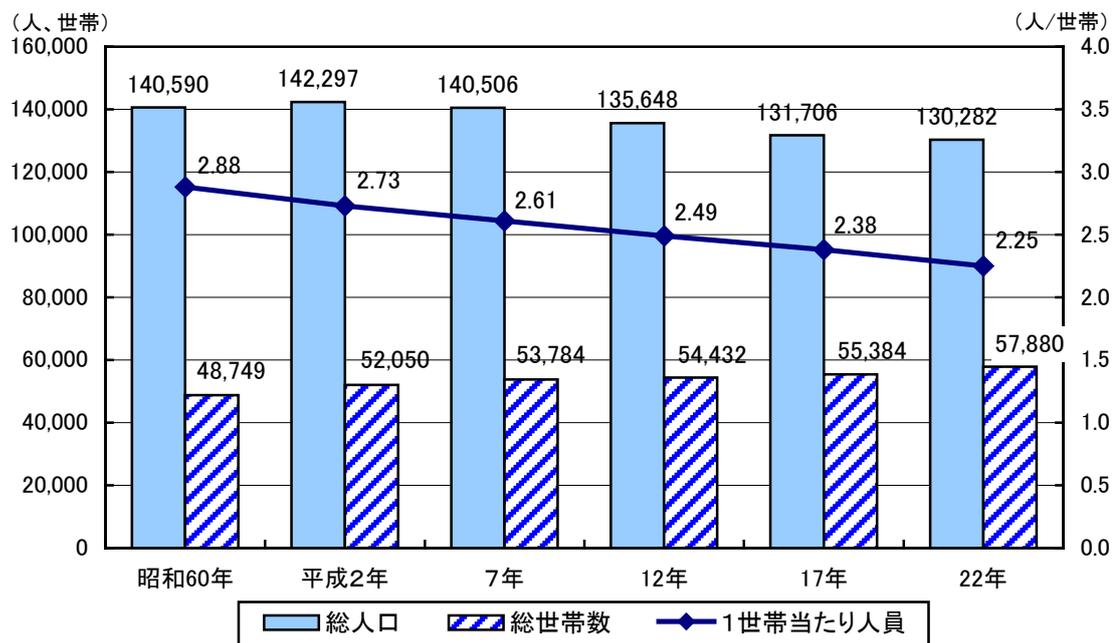
① 総人口・総世帯数の推移

本市の国勢調査による総人口の推移は、昭和50年の143,238人をピークに、以後は微増減を繰り返しながら近年は減少傾向を示し、平成22年10月1日現在では130,282人となっています。また、同年同月日現在の住民基本台帳及び外国人登録による人口は130,658人で、国勢調査より376人多くなっています。

一方、世帯数は一貫して増加を続け、平成22年10月1日現在の国勢調査結果では57,880世帯となっています。また、同年同月日現在の住民基本台帳及び外国人登録による世帯数は61,005世帯で、国勢調査に比べて3,125世帯も多くなっています。

1世帯当たりの人員は、昭和60年の2.88人が平成22年には2.25人となり、世帯規模の縮小がさらに進んでいます。

■ 総人口・総世帯数の推移



資料: 各年国勢調査(各年10月1日現在)

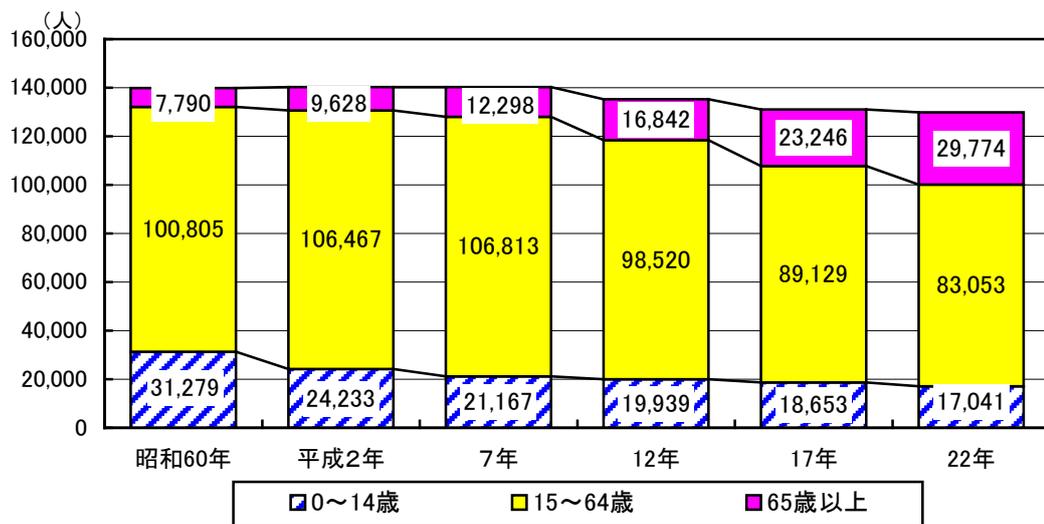
② 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口は昭和60年の31,279人が、平成22年には17,041人と54.5%にまで減少しています。

15～64歳の生産年齢人口は、平成7年の106,813人をピークに以後は減少を続け、平成22年には83,053人になっています。

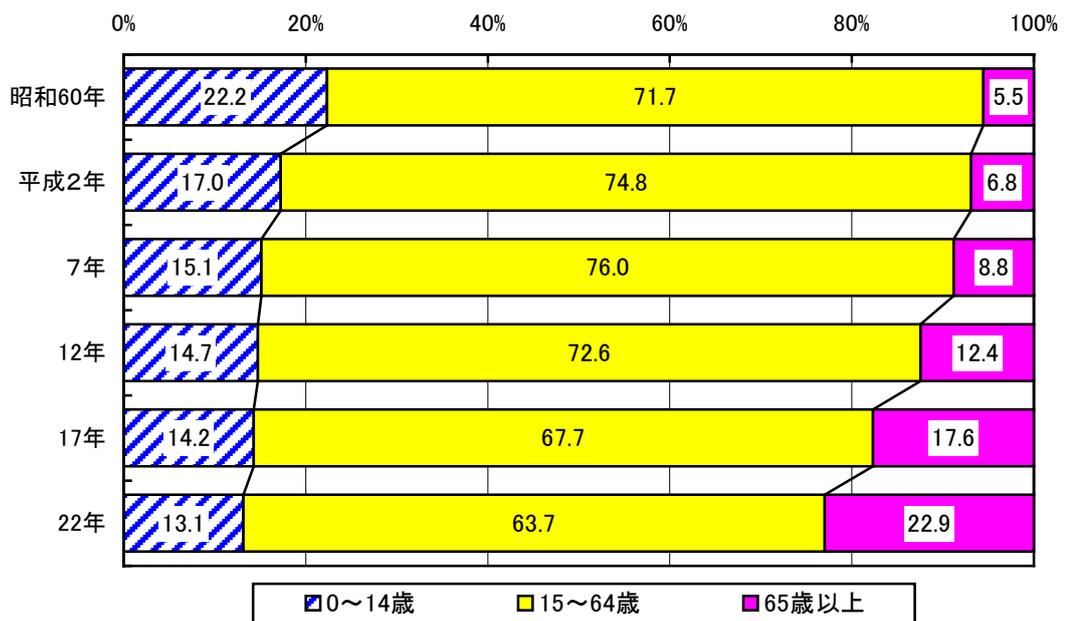
一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和60年には年少人口の4分の1の7,790人にすぎなかったのが、増加の一途をたどり、平成22年には29,774人と昭和60年の3.8倍となり、高齢化が急速に進んでいます。

■ 年齢3区分別人口



資料：国勢調査（各年10月1日現在）。年齢不詳は表示していません。

■ 年齢3区分別人口構成



注) 年齢不詳は表示していないため、必ずしも100%になりません。

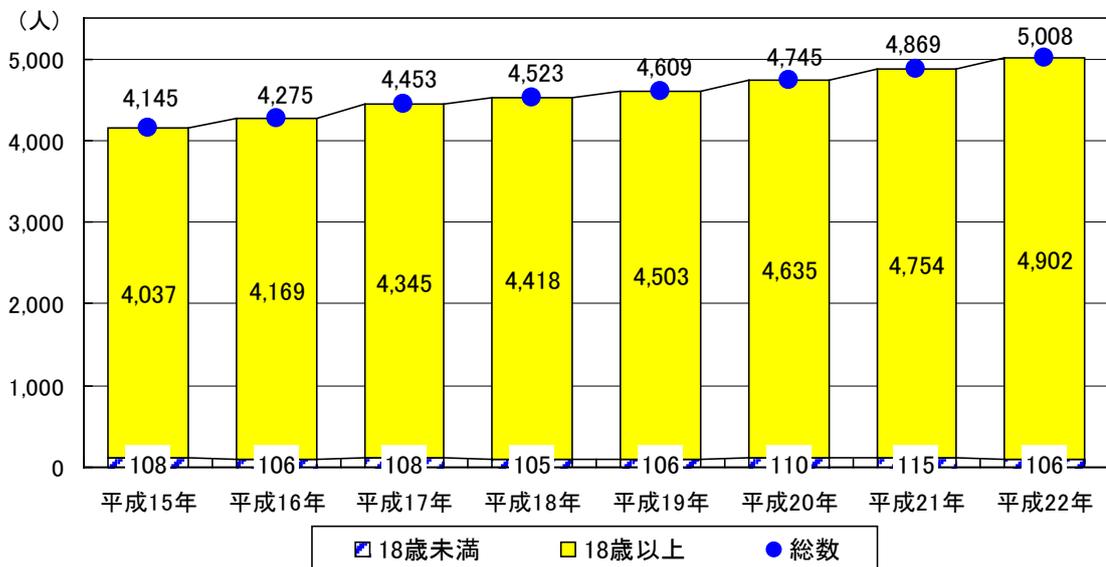
(2) 身体障がいのある人の状況

① 身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者数は増加を続け、平成22年4月1日現在では5,008人と5,000人を超え、うち18歳未満が106人、18歳以上が4,902人となっています。18歳以上のうち、65歳以上の高齢者が3,154人で、全体の63.0%とおよそ2/3を占めています。

身体障がい者手帳所持者数増加の伸びは、平成19年以降、毎年それぞれ136人、124人、139人と100人を超える増加を示しています。

■ 身体障がい者手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

② 障がいの程度別身体障がい者手帳所持者数

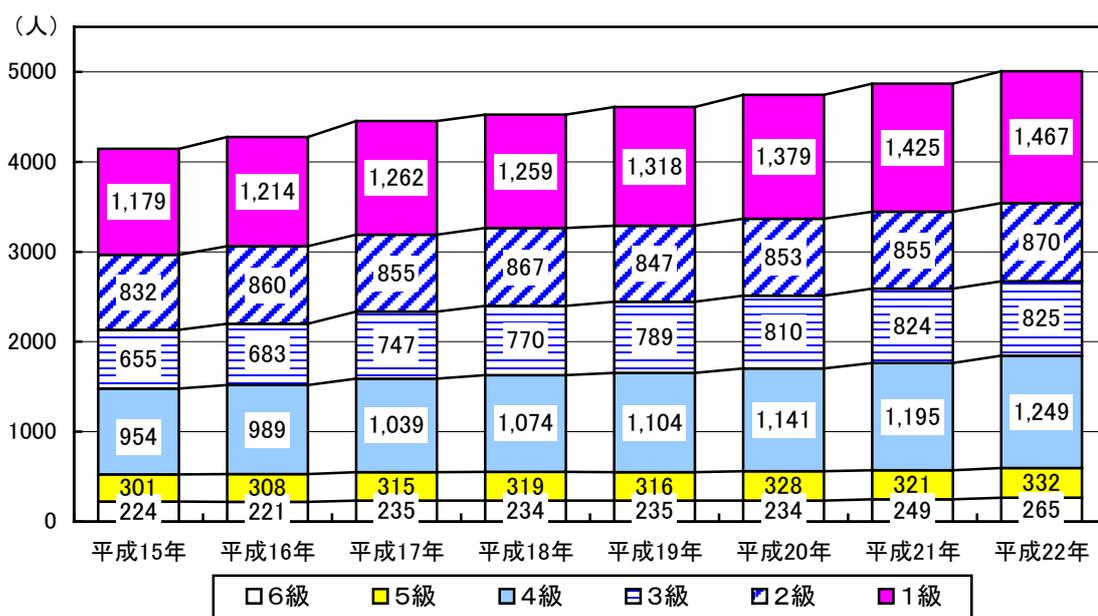
1級及び2級の重度の人が、平成22年4月1日現在では2,337人で、年々増加しています。しかし、身体障がい者手帳所持者総数に占める率は46.7%で、この重度率は平成15年以降、わずかながら低下傾向を示して推移しています。

■ 重度率の推移

年次 項目	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
重度率(%)	48.5	48.5	47.5	47.0	47.0	47.0	46.8	46.7

資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

■ 障がいの程度別身体障がい者手帳所持者数の推移

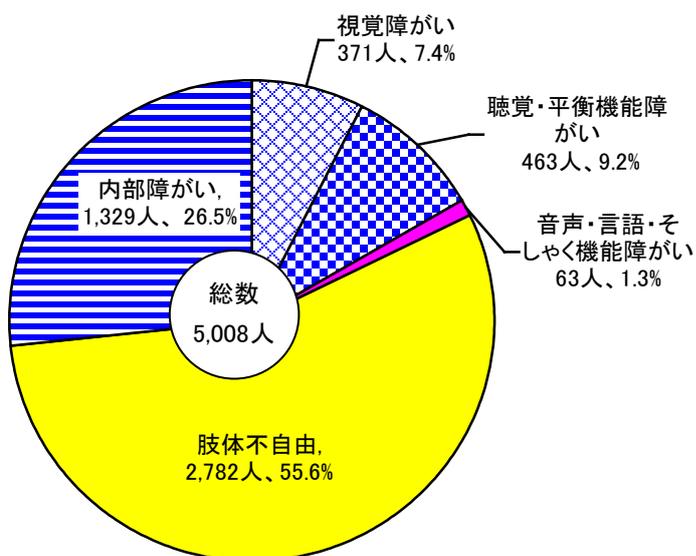


資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成

平成22年4月1日現在の障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成をみると、肢体不自由が55.6%で最も多く、半数を超えています。次いで「内部障がい」が26.5%、「聴覚・平衡機能障がい」が9.2%、「視覚障がい」が7.4%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が1.3%となっています。

■ 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者の構成



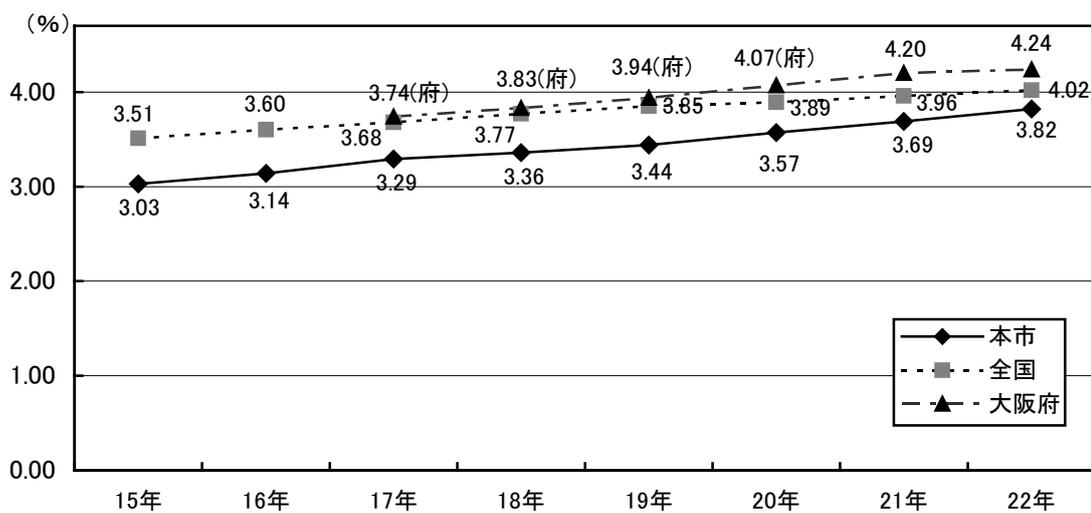
資料:障がい福祉課調べ(平成22年4月1日現在)

④ 身体障がい者手帳所持者の対人口割合

身体障がい者手帳所持者の総人口に対する割合(以下、対人口割合といいます。)は、平成15年が3.03%で、その後年々上昇し、平成22年には3.82%となっています。

しかし、平成22年について全国及び大阪府と比べると、全国は4.02%、大阪府は4.24%で、全国及び大阪府に比べて低い水準となっています。(ただし、総人口が本市の場合は住民基本台帳及び外国人登録に対して、全国及び大阪府は住民基本台帳のみとなっています。)

■身体障がい者手帳所持者の対人口割合の推移



資料:本市は障がい福祉課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成21年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

大阪府は府調べ

注)本市の人口は住民基本台帳及び外国人登録による(各年4月1日現在)

全国及び大阪府の人口は住民基本台帳による(各年3月末現在)

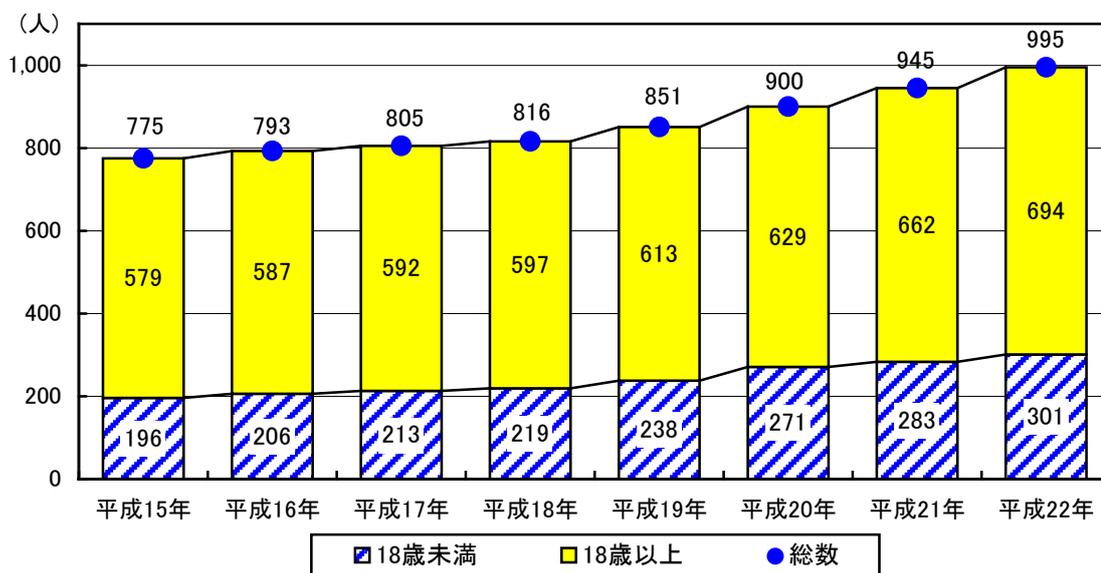
(3) 知的障がいのある人の状況

① 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加を続け、平成22年4月1日現在では995人、うち18歳未満が301人、18歳以上が694人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は30人で、全体の3.0%にすぎません。

療育手帳所持者数増加の伸びは平成15年の支援費制度の導入時に多く、その後は年あたり10人台にとどまっていたが、障害者自立支援法の施行後の平成18年以降、それぞれ35人、49人、45人、50人と多くなっています。特に児童の申請が増え、保健事業による早期発見や制度周知が進んだためと思われます。

■ 療育手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

② 障がいの程度別療育手帳所持者数

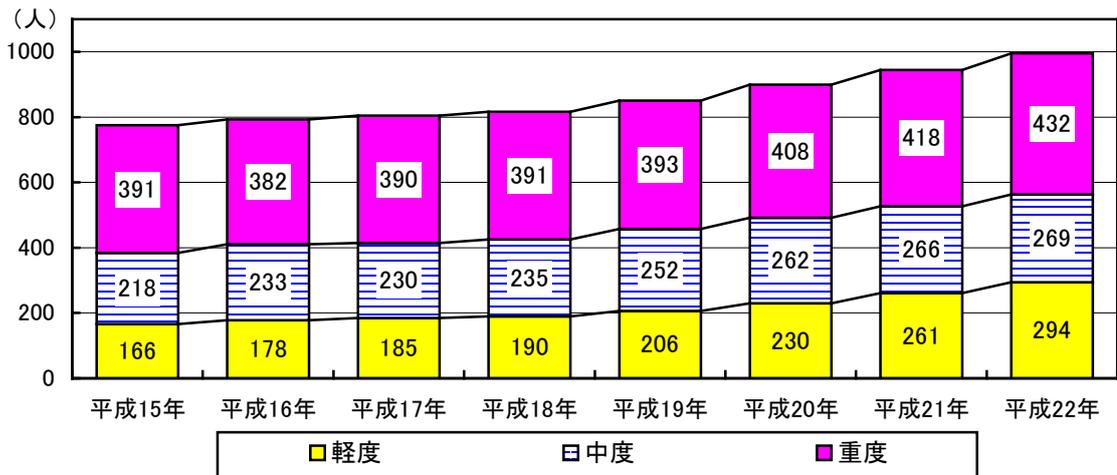
重度の人が、平成22年4月1日現在では432人で、療育手帳所持者総数の43.4%となっています。重度者数は平成15年に比べて41人増加していますが、療育手帳所持者総数が増加しているため、重度率としては低下傾向にあります。

■ 重度率の推移

年次	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
重度率(%)	50.5	48.2	48.4	47.9	46.2	45.3	44.2	43.4

資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移



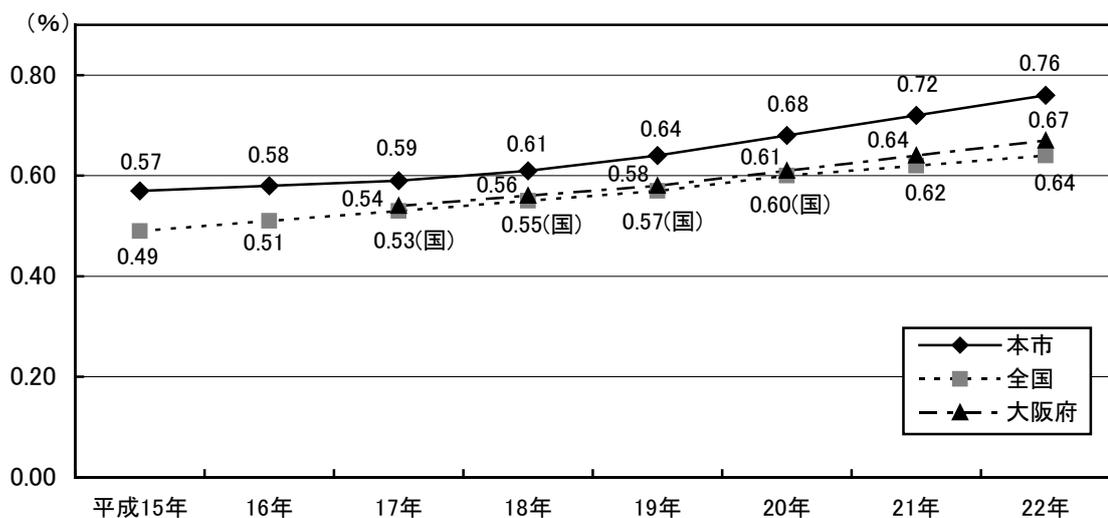
資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 療育手帳所持者の対人口割合

療育手帳所持者の対人口割合は、平成15年が0.57%で、その後年々上昇し、平成22年には0.76%となっています。

平成22年について全国及び大阪府と比べると、全国は0.64%、大阪府は0.67%で、本市は全国及び大阪府の水準を上回っています。(ただし、総人口が本市の場合は住民基本台帳及び外国人登録に対して、全国及び大阪府は住民基本台帳のみとなっています。)

■療育手帳所持者の対人口割合の推移



資料:本市は障がい福祉課調べ
 全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成18年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」
 大阪府は府調べ

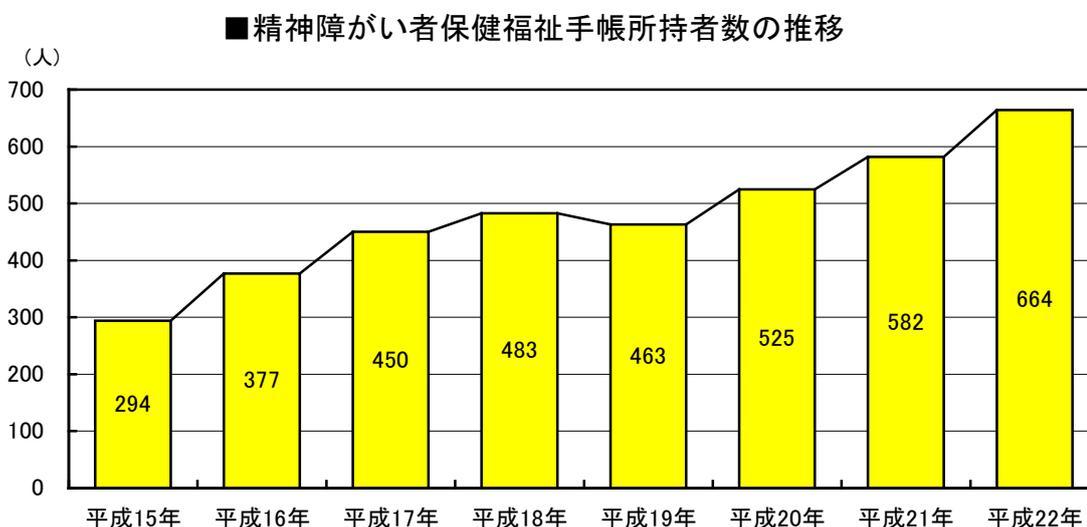
注)本市の人口は住民基本台帳及び外国人登録による(各年4月1日現在)
 全国及び大阪府の人口は住民基本台帳による(各年3月末現在)

(4) 精神障がいのある人の状況

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成22年4月1日現在で664人となっています。なお、平成19年からは市で手帳所持者を把握できるようシステムを導入し、手帳の更新・廃止等の整理を行った結果、前年に比べて減少しましたが、平成20年には再び増加に転じ、以降の伸びがそれぞれ62人、57人、82人と多くなっています。

また、自立支援医療費の受給者数は、平成22年3月末現在では1,788人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者の2.7倍となっています。



資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

② 障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

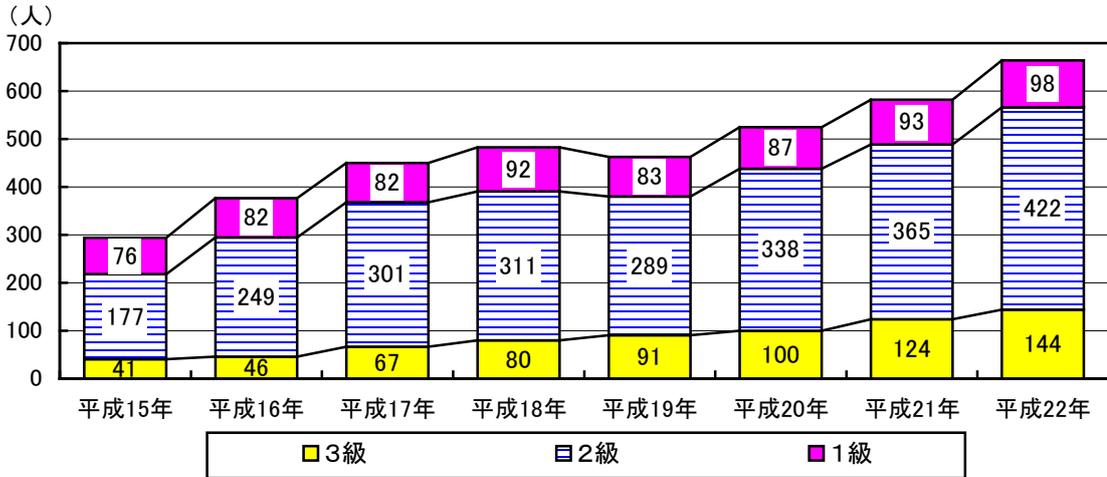
重度の人が、平成22年4月1日現在では98人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者数の14.8%となっています。重度者数は、平成14年の66人から32人の増加となっていますが、精神障がい者保健福祉手帳所持者総数の増加が大きいため、重度率としては、平成14年の27.0%が、若干増減があるものの平成22年には14.8%と低下傾向にあります。

■重度率の推移

年次 項目	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
重度率(%)	25.9	21.8	18.2	19.0	17.9	16.6	16.0	14.8

資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

■障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



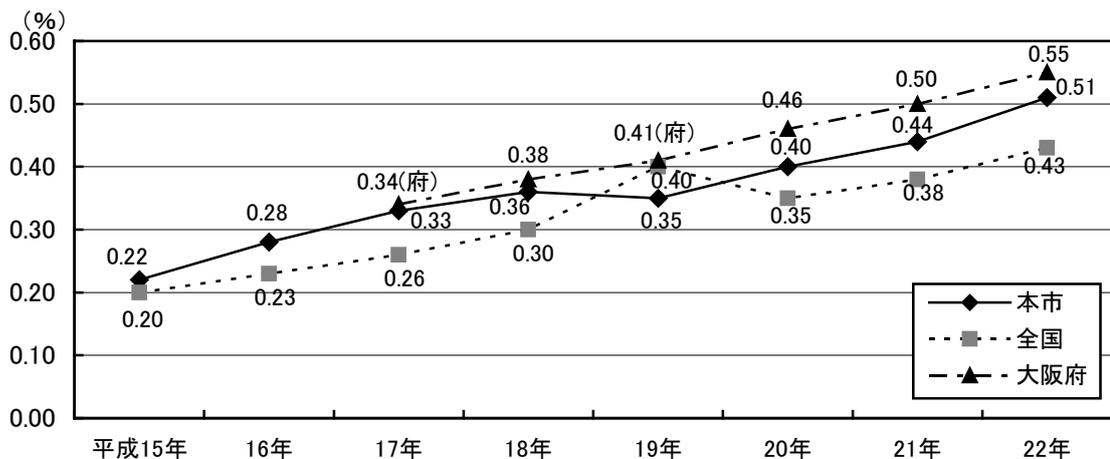
資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合

精神障がい者保健福祉手帳所持者の総人口に対する割合は、平成15年が0.18%で、その後低下がありましたが、平成22年には0.51%となっています。

平成22年について全国及び大阪府と比べると、本市は全国の0.43%より高く、大阪府の0.55%より低くなっています。(ただし、総人口が本市の場合は住民基本台帳及び外国人登録に対して、全国及び大阪府は住民基本台帳のみとなっています。)

■精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合の推移



資料:本市は障がい福祉課調べ
 全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生業務報告(衛生行政報告例)」
 大阪府は府調べ

注)本市の人口は住民基本台帳及び外国人登録による(各年4月1日現在)
 全国は年度末交付者数から有効期限切れの人を除いた数、

(5) ヒアリング結果等からみるニーズ

この計画策定のため、市内の障がい者（児）団体にヒアリング調査を実施しました。その中から障がい福祉サービスや就労に対する要望、日常生活上の困りごとなどを以下にまとめています。

① 障がい福祉サービスについて

- 不足しているサービスは短期入所で、レスパイトにもなっていない。市内に事業所がほしい。
- 居宅介護がヘルパー不足で、キャンセルがあり困ることもある。
- 行動援護は、人材不足で土日が断られることが多く、人がいないからもう少し待ってと言われることもあり、支給時間をもらっても使えない。
- グループホームやケアホームは、世話人の資格要件が何もないので、市町村により人数や支援内容、家賃など様々。重度の人から入れるところもあれば、重度の人が入りにくい環境もある。居住環境も大きいので、市営住宅や府営住宅の建て替え時に、5LDKとか6LDKとか平面で広い部屋を確保するようにしてほしい。
- 公営住宅のグループホームやケアホームは、車いすでないと低層階がもらえない。しかし、中層では世話人が高齢だと大変。
- グループホームやケアホームの利用者本人の不満をどこが吸い上げているのか。世話人と合わない人もいるが、そういう声はどこがどのように吸い上げるのか。
- 就労移行や地域移行を重視するだけでなく、在宅の人についても生活自立をめざして支援の充実をしてほしい。
- ただし、子どもの自立を促し、グループホームで生活するようにした場合、親子2人の年金でなんとか生活している人も多く、親の生活が成り立たなくなるケースも出てくる。
- 親亡き後の生活が難しく、自活訓練事業があったらいい。食拍体験事業なども実施してほしい。年齢の高い介護者はいつ倒れるかわからない状況がある。

② 地域生活支援事業について

- 移動支援は、ヘルパーの年齢など、頼んで大丈夫かと不安に思うこともある。同性介助の人も少なく、ヘルパーもやめる人も多く、現在利用している人もいなくなったら困る。
- コミュニケーション支援は、どんな時に使うのかわからない人もいるので、もっとPRすることも必要。
- コミュニケーション支援で、土日や休日の通訳派遣や夜間などの緊急時に利用できる体制がほしい。また、通訳の登録者ももっと増やしてほしい。
- 日常生活用具給付等事業で補聴器の有効期間などを知らない人が多いので、もっと事業の内容の周知が必要。また、用具の内容で、デジタルテレビ（文字放送が標準になっている）を認めたところもあるので、そのようなことも検討してほしい。
- 日常生活用具を拡大してほしい。
- 精神障がいのある人で、安い料金で外出できる制度（年に何回か利用できるなど）があれば、外出の機会も増やせるのではないか。

③ 雇用・就労の支援について

- 就労継続支援（A型）は、就労につなげないといけませんが、空きが出てもすぐにはうまらず、経営的には成り立たない状況があるようだ。
- 就労移行支援事業も重度の人の利用も多く、2年で就労につなげることが難しい状況がある。就労につなげられる人は、支援学校卒業時などに就労している人も多い。
- 経済情勢の低迷で工賃も低くなっている。
- 市町村によっては、市役所で雇用を進めているところがあるが、1日2時間とか4時間の短時間就労ができる人の仕事の提供が必要。
- 重度の知的障がいのある人の就労をどのように考えるのか。全国的には生活介護事業所自体がラーメン店を営んでいる所もあるが、大阪は散歩やダンスなど、ゆるやかな支援でいいという認識がある。若い人にも座らせることが多く、体力がなくなるので、親が努力して通勤や事業所から帰宅後一緒に歩いて体力を付けるようにしている。自らが健康に気をつけられない人に対する健康や体力の保持・増進をどう図るかが必要。
- 他府県では、就労につなげるため、事業所を午前8時半～午後5時まで開け、社会に出た時に適応できるように訓練しているところもあり、長時間作業をすることで事業所への戻りがないということ。午前9時～午後3時では、あとの2時間が頑張れなくて退職させられることも出てくる。事業所に対する要望もあるが、弱い立場で預かってもらっている状況がある。一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じて、選択の幅が広がるよう、様々な事業所があればいい。
- 何かできることを伸ばせていけるようにしてほしい。その結果、少しでも報酬がもらえるなど成果が上がれば喜びにもつながる。
- 聴覚障がいのある人は、コミュニケーションがとれないためやめることも多い。就労体験の機会も必要。
- 精神障がいのある人の場合、短時間で通勤が遠くない所が望ましい。また、人間関係が機械的な所は続かない。グループ就労は、孤独感もなくお互いに支えられるので、まあまあうまくいくことがある。
- ハローワークが求める能力は高く、障がい者就労といえども一般就労が求めるものは水準が高いと感じる。スピードや臨機応変といったことが求められ、対応できない。
- 市役所の職場体験が障がい者雇用につながると、もう少し広がるのではないか。一般雇用に対応できる人は訓練の場とか、少しやれる人は就労継続支援（B型）とか、それ以前の段階の人で生活のリズムをつくるため日中の居場所提供など、障がいの程度やニーズにより選択の幅が多い方がよい。
- 内職で仕事をつなぐのに苦労している。途切れなく仕事があるようなシステムにしてほしいが、精神障がいのある人の場合、状態が悪化して半数くらいしか出て来ない場合もあったりで、期限に追われることもある。
- 工賃も低いのは低いなりの理由があり、なまけているわけではない。高く設定されてもお尻をたたかれるようで疲弊してしまうのではないか。
- 働きたいが、もっと近くに相談できるところがほしい。

④ 情報提供・相談支援について

- 身近なところで、いつでも困りごとを相談できるかということそうでもない。ケアプランに関して窓口で更新時に聞いてはくれるが、そのことを基準にするだけで、本人を見据えて支給決定を出しているのか疑問。モニタリングも実際には割愛されていることも多々ある。今後、ケアマネジメントをちゃんとしてくれるのかどうか。
- 成年後見制度も身上監護のできる人がいないのではないか。
- 相談支援事業所は親の気持ちを支えることも必要。
- 聴覚障がいのある人は、電車が止まっても理由がわからない。放送で言ってもわからないので、電光掲示板で知らせてほしい。
- 聴覚障がいについては、相談支援事業所に聞いても十分な情報が得られるとは思えず、会の中で話をした方が経験からくる情報が入りやすい。
- 聴覚障がいのある児童は、小学校に行くまでに基礎を受けることが重要。軽度の子はろう学校に行けず、一番困っていて、フォローが一番必要。読解力がなくなると理解力がなくなし、相手の立場に立てれないし、気持ちが理解できない。学校でいろいろなことを聞きながらしているはずがそこが欠ける。一番大事なことが欠けて孤立し、ゲームをして家に閉じこもることにもなる。基本情報をきちんと与えることが必要。その意味で、言葉や聞こえに障がいのある子どもが通う「聞こえの教室」を立ち上げてほしい。学校の先生も、勉強不足と言わないで、ろう学校の研修に参加するなど、積極的に勉強しかかわってほしい。また、担当の先生は他の先生にも広げてほしい。
- 何かあった時に、助言をしてくれる人が近くにいない。学校に要望を出す場合も、わが子可愛さ故にと思われるだけなので、第三者の中立な人が間にいるとよい。
- 聴覚障がいの発見について、門真市でもスクリーニング検査をしてほしい。発見はできるだけ早い方がよい。単に「聞こえますか」というような検査は必要ない。人工内耳で音が入るようになったり、相手の言うことが伝わり、理解できるようになると心も安定する。
- 文化会館の申請など、現在はほとんど筆談ですが、高齢者は筆談が苦手なので、窓口には最低1人は手話のできる人がいてほしい。また、インターネットで申請できるようにしてほしい。
- 広報について、どこでも表示される文字板がほしい。広報紙にもすべてFAX番号が載っているわけではない。
- 障がい福祉課に代表携帯番号を置いて、メールでコミュニケーションをとれるようにしてほしい。特に家の外にいる時はFAXできないので。
- 市役所の入り口のテレビにCS障がい者放送を導入してほしい。健常者にも使えるし、手話があるという理解の普及にもつながる。
- 市役所の窓口では手話のできる人を採用してほしい。また、図書館や公民館などにも手話のできる人がいると安心して利用できる。
- 広報に福祉コーナーの枠がほしい。
- 他の施設情報がわからない。
- 精神障がいのある人で、どこもが休みの時、病院以外に相談できるところがあると安心。
- 心理相談がもっと気軽に受けられるようにしてほしい。
- 親がいなくなった後、相談する人がいない。

⑤ 障がいのある人の理解について

- 精神障がいのある人について、基本位はわかってくれるといいし、普遍的なことが伝えられるといい。善意の人程励ましをするが、それがかえってしんどくなることにつながる。こういうサポートがあれば地域で生活できる、しているという体験談を広められればよい。
- 精神障がいのある人の理解に向けて、社会福祉協議会の委託を受けて、平成21年度まで年に3回、15校区を回った。内容は施設の活動について、門真クラブの活動について、医師の話、メンバーの体験談、グループミーティングで、福祉委員会の研修会とドッキングする形で実施。平成22年度からは年に1回、校区のサロン活動とドッキングできないかということで実施している。交流の部分が大きい。
- 精神障がいのある人に対する理解が近隣に伝わらない。

⑥ 自立支援協議会について

- 相談支援事業所の報告が多く、なかなか意見交換ができない。当事者部会をつくってほしい。
- 今は課題を理解するだけで終わっている。いろいろなことを具体的に話し合う機会がどれだけ持てるか。実務者レベルの話ができるといい。財政状況が厳しい中で、今から行政がハコものをつくるわけにはいかないの、地域のネットワークをどれだけ広げていくかを考えてほしい。
- 自立支援協議会の専門部会として、当事者の声をどう反映させていくか。

⑦ その他

- 重度の知的障がいのある人の場合、耳鼻科へ行きたくても内科ですませてしまうこともある。また、レントゲンをとるだけでも大変。病気の時もどこがしんどいのかもわからない。診察などやらないといけなうことがやれていないのではないか。市民検診は障がい者の日を設けてくれたので行きやすくなったが、対応がまずかったりするの、気をつけてほしい。
- 障がい福祉計画については、暮らしやすくなったと実感できる数値になればよい。
- サービスや制度の権限が市町村移譲にどんどんなっているが、市町村の経済事業に格差があり、不安である。
- 事業所の競争がないと、サービスがよくないとつぶれるという危機感がない。報酬の地域区分が乙地であることが事業所が拡大しないという理由になっているのではないか。
- 本人が障がい者年金をもらい、収入のある親と暮らしている人はまだいいが、夫婦のみで暮らして、収入もそれほどない場合、自己負担額が限られ、事業所に多く来られない人がいる。なんとか好きな回数だけ来れるようにできないか。
- 事業所は、利用者の対応だけで手いっぱいのところがあり、事務的な部分が増えて書類まで対応できず大変。
- 聴覚障がいのある人の場合、災害時に情報がもらえるような体制を整えてほしい。また、ひとりの時に被災した場合、どこまで自分一人で情報が得られるか・防災計画を作る時には当事者も参加させてほしい。

- 施設などを利用していない精神障がいのある人のニーズの把握。
- 精神障がいのある人のニーズで、しんどい時に薬をとりに行ってほしい。
- 門真市のコミュニティバスについて、精神障がい者保健福祉手帳だけ対象外になっているのはなぜか？せめて門真市では対等にしてほしい。
- 大阪市の電車やバスを手帳で利用できる制度を府民全体に広げてほしい。
- もう少し住みやすい住居の提供や、住宅環境による場合の転居の援助制度がほしい。
- お金の使い方について、どうしていいかわからないので、アドバイスをもらいたい。
- 休みの使い方について、仕事のない日は何をしたらよいのかわからない。
- 趣味や生きててよかったと思える役割や仕事がない。

第2章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

これまでの計画及び国の基本指針、改正障害者基本法を踏まえ、次のように基本理念を定めます。「ともに生きるまち門真 一人ひとりが主役となって」は、「門真市第2次障害者計画」の将来像です。

「ともに生きるまち門真 一人ひとりが主役となって」

すべて障がいのある人は、社会を構成する一員として基本的人権を有し、かけがえのない個人として尊重される共生社会の実現、そして、障がいのある人の自立と社会参加を支援する体制の構築

① 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人が自ら居住する場所を選択できるように、また、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていきます。

② 三障がいの一元化と総合的なサービス提供の推進

障がいの種別にかかわらず、その人らしく、また、生涯を通して安心して暮らせるように、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の量と質の確保など、サービスの充実を図っていきます。

③ 地域生活移行や雇用・就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援し、施設から地域への移行、雇用・就労支援、在宅生活の充実といった課題に対応するため、地域の様々な社会資源を最大限活用し、サービス提供体制及び就労環境の整備を進めていきます。

■改正障害者基本法の「地域社会における共生等」の考え方（抜粋）

- 1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

2 基本視点

基本理念を実現するための基盤整備に取り組むため、次の点を重視します。

① 在宅生活を支援する訪問系サービスの充実

施設や病院から在宅・地域への移行を進めるとともに、障がいの種別にかかわらず必要サービスや支援を利用し、その人らしい生活を送ることができるように、居宅介護等訪問系サービスや短期入所等の充実を図ります。

② 日中活動の場の充実

地域での自立と社会参加の促進に必要なサービスを保障するため、身体機能や生活に必要な訓練、就労に向けた訓練を行う日中活動の場の充実を図ります。

また、一般就労（企業などでの就労）が困難な人などを対象とする創作的活動や生産活動の場とともに、地域での交流のための日中活動の場の充実を図ります。

③ 福祉施設から一般就労への移行の推進

障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労移行支援事業等を推進するとともに、福祉施設における雇用の場の拡大や行政の福祉化など、雇用と福祉の連携による就労支援を図ります。

④ サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築

サービス利用者の権利擁護と選択の自由を保障することを基本に、障がいのある人に対するサービスの提供とともに、適切に利用できるよう、当事者やその家族等に対する相談支援の充実を図ります。

また、一人ひとりの状態やニーズに適したきめ細やかなサービスや支援を提供できるよう、サービス利用計画の作成支援を進めます。

⑤ 門真市障がい者地域自立支援協議会による推進

施設や病院からの地域移行や一般就労の促進を図るため、自立訓練や雇用・就労の場の整備にあたっては、行政をはじめ事業者、企業等が協力・連携し支援する仕組みが重要であり、その機能を担う門真市障がい者地域自立支援協議会の効果的な運営を図ります。

3 平成26年度までにめざす姿

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

■第2期計画の検証

平成23年8月時点の施設入所者数は旧法施設を含めて86人で、平成20年6月末時点の110人より削減数は24人となり、目標数の15人を9人上回っています。平成17年10月1日時点の施設入所者数に対する削減率は17.2%で、国の指針の7%以上の削減を10.2ポイント上回っています。

また、地域移行数は第1期計画期間が14人、第2期計画期間が12人（見込み）で、合わせて26人となります。第2期計画期間中の12人は、目標の18人を下回っていますが、国の指針の1割以上をわずかながら上回っています。

■第2期計画における施設入所者の地域移行の目標と実績

項目	数値	備考
平成20年6月末現在入所者数	110人	身体障がいのある人:37人 知的障がいのある人:68人 精神障がいのある人:5人
目標	平成23年度末の入所者数	95人 身体障がいのある人:35人 知的障がいのある人:58人 精神障がいのある人:2人
	目標削減数	15人 (13.6%) ○平成23年度末時点の施設入所者数7%以上削減
	平成23年度末地域移行目標数	18人 (16.4%) ○平成23年度末までに1割以上を地域生活へ移行

■参考／施設入所者の地域生活への移行状況（第1期計画期間）

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計	第1期目標
入所施設から退所した人の数	5	5	7	17	11
入所施設退所者のうち地域移行した人の数	4	5	5	14	19

■参考／施設入所者の地域生活への移行状況（第2期計画期間）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計	第2期目標
入所施設から退所した人の数	8	7	5	20	15
入所施設退所者のうち地域移行した人の数	5	5	2	12	18

注)平成23年度は4月～9月までの上半期の実績

■第3期計画の目標

第3期は、施設の新体系への移行が完了後であることから、移行に伴う退所がこれまでよりは少なくなると想定されること、現在の入所者は療護が必要な人が多いこと、新規入所者も見込まれることなどから、削減数及び地域移行数の目標を次のように設定します。

○これまで旧法施設から新体系に移行する時に、1割から2割程度の退所者があったことなどを踏まえ、平成23年8月末時点の旧法施設利用者22人のうち、2人が退所するものと設定しました。身体障がいのある人は3人も療護施設であり、退所が困難と考え、知的障がいのある人から2人を設定しました。

○平成23年度見込みは、8月時点の86人から退所者2人を引いた84人と設定しました。

平成24年度から26年度は、各年度、新規利用者を毎年3人、退所者を毎年2人と設定しました。新体系への移行が進む中で、入所施設に残っている人は基本的に重度など介護や介助が必要な人が多いと想定され、第2期までの退所者数と同じ程度は見込めないと想定して設定しています。なお、平成23年8月現在、本市の入所待機者数は9人となっています。

したがって、各年度の施設入所者数は次のように見込まれます。

平成24年度：84人＋3人－2人＝85人

平成25年度：85人＋3人－2人＝86人

平成26年度：86人＋3人－2人＝87人

○削減見込は、112人－87人＝25人、25人÷112人＝22.3%となります。

地域移行数は、第1期の14人＋第2期の10人＋平成23年4月～9月にかけて2人＋退所者想定2人＋第3期6人＝34人 34人÷112人＝30.4%

■第3期計画における施設入所者の地域移行の目標

項目		数値	備考
現在の施設入所者数		112人	平成17年10月1日時点の入所者数
目標	平成26年度末の入所者数	87人	
	目標削減数	25人 (22.3%)	○国指針：1割以上削減 ○府指針：22%以上削減
	平成26年度末地域移行目標数	34人 (30.4%)	○国指針：3割以上地域移行 ○府指針：4割以上地域移行

(2) 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

■第2期計画の検証

第2期計画では、平成23年度末の退院可能な精神障がいのある人の目標として、院内寛解及び寛解の人で退院可能な人及び退院促進支援事業の利用者の3人を設定しました。

大阪府が平成20年度～22年度に実施した精神科在院患者・地域移行調査の結果によると、院内寛解及び寛解の人数から、平成20年度の1年未満の17人が、21年度の2年未満で17人、22年度の3年未満で19人になり、2人が入院したことになります。また、平成20年度1～2年及び2～3年の合わせて2人が、21年度の2～4年が0人、22年度の3～4年が0人になり、2人が退院したことになります。さらに、平成20年度の3年以上の7人が、21年度の4年以上で4人になり、22年度の5年以上が2人で、5人が退院したことになります。合計7人退院していますが、平成22年度に2人入院増となっていることから、合わせて5人の削減となります。

■第2期計画における精神障がいのある人の地域移行の目標と実績

項目		数値	備考
目標	退院可能及び退院促進支援事業利用中の人	3人	平成18・19年度大阪府実施精神科在院患者調査
	平成23年度目標値(削減見込み)	3人	
実績	平成21年度から23年度見込み	5人	

■院内寛解及び寛解の患者数

調査年度	1年未満	1～2年	2～3年	3年以上	4年以上	5年以上	計
平成20年6月	17人	1人	1人	7人			26人
平成21年6月	17人(0)		0人(-2)		4人(-3)		21人
平成22年6月	19人(+2)			0人		2人(-2)	21人

注)院内寛解・・・院内の保護的環境においては、日常生活に問題はないが、一般社会においては不適応、症状憎悪、再燃を起こしやすいもの。社会技能訓練等の包括的なリハビリテーション・プログラムにより、ある程度の自立性が期待できるもの
寛解・・・・・・家族の受け入れ困難や生活の場の困難などの社会的要因により退院できないでいるもの。最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活できると予測されるもの。

■退院促進支援事業について

退院可能な状態であるにもかかわらず精神病院への入院が長期化している人に対し、保健所・病院・社会復帰施設・作業所・福祉事務所等の関係機関が連携し、退院後の支援体制を整えるとともに、本人や家族の退院についての不安の軽減を図り、退院を促進しようとする大阪府の事業です。障害者自立支援法の改正により、平成24年度からは、「地域移行支援」「地域定着支援」のサービスが個別給付化されることに伴い、この事業も平成23年度末をもって終了します。

■第3期計画の目標

第3期計画の目標値については、国及び大阪府から指針により基本的な考え方が示されましたが、第2期までの見込方と違う指標が示されました。国の基本指針において、都道府県の目標値として「1年未満入院者の平均退院率」及び「5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数」が示されました。

「1年未満入院者の平均退院率」については、国は平成26年度における平均退院率を「平成20年6月30日調査比で7%相当分増加させる」としていますが、大阪府ではこれを受けて、平成26年度における平均退院率について、平成20年度調査比7%増の77.8%を数値目標として設定しています。

また、「5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数」については、国は「直近の状況よりも20%増加させる」としていますが、大阪府ではこれを受けて、平成26年度における退院者数について、直近の状況より490人を数値目標として設定しています。

大阪府では、上記の数値目標等を勘案して市町村に提示する各年度別退院見込者数を踏まえ、地域相談支援及び障がい福祉サービスの利用者数及び見込量を設定することとしています。

本市では、第2期計画時の見込みと同様に、院内寛解及び寛解の人のうち、退院促進支援事業の利用が可能な4人を第3期計画における地域移行者数と見込みます。

■第3期計画における精神障がいのある人の地域移行の目標

項目		数値	備考
目標	院内寛解及び寛解の患者数	21人	平成22年度大阪府実施精神科在院患者調査(平成23年7月・大阪府)
	うち、退院促進支援事業可能	4人	
	うち、困難	15人	
	うち、判断できない	2人	
	平成26年度目標値	4人	

(3) 福祉施設利用者の就労の目標

① 福祉施設から一般就労への移行

■第2期計画の検証

第2期計画の目標数として、国及び大阪府の指針に即して平成17年度の一般就労移行者数2人の4倍の8人と設定しました。計画期間の実績は、平成21年度が8人、22年度が12人、23年度は上半期で5人となっています。

■第2期計画における福祉施設から一般就労への移行の目標

項目		数値	備考
平成17年度一般就労移行者数		2人	大阪府調べ
目標	平成19年度の一般就労者数	6人	
	平成23年度の一般就労移行者数	8人	○国指針及び大阪府指針：平成17年度の4倍以上
実績	平成21年度の一般就労者数	8人	本市調べ
	平成22年度の一般就労者数	12人	大阪府調べ

※福祉施設とは、新体系の生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）や旧法の更生・授産・療護、小規模通所授産などをいう。

※一般就労した人とは、一般企業等に就職した人（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者となった人を除く）、在宅就労した人及び自ら起業した人をいう

■第3期計画の目標

一般就労への移行者数の目標について、国は平成17年度の移行者数の4倍以上、大阪府は5.4倍以上としています。

本市では、門真市障がい者地域自立支援協議会の就労専門会議において、就労支援ネットワークの強化が図られ、一般就労移行者数が年々増加傾向にあることから、第3期計画においては11人と設定します。

■第3期計画における福祉施設から一般就労への移行の目標

項目		数値	備考
平成17年度一般就労移行者数		2人	大阪府調べ
目標	平成26年度の一般就労移行者数	11人 (5.5倍)	○国指針：平成17年度の4倍以上 ○府指針：平成17年度の5.4倍以上

② 就労移行支援事業の利用者数

■第2期計画の検証

平成23年度の就労移行支援事業の利用者数については、13人と設定しましたが、平成23年8月実績で8人の利用がありました。

■第2期計画における就労移行支援事業利用者数の目標

項目		数値	備考
目標	平成23年度の就労移行支援事業の利用者数	13人	○国の指針では、平成17年10月1日時点の施設利用者の2割以上が就労移行支援事業利用
実績	平成23年8月末時点の利用者数	8人 (1.8%)	施設利用者450人

■第3期計画の目標

平成26年度末における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人に関する目標値について、国は2割以上とし、大阪府ではこれまでの実績を踏まえ、利用者の意向や地域の実情に応じて設定することとしています。

本市では、平成26年度末における福祉施設利用者数を586人と見込んでいます。

また、就労移行支援事業の利用者については、利用期間の制限があることなども踏まえ、46人と設定します。

■第3期計画における就労移行支援事業利用者数の目標

項目		数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数		586人	
目標	平成26年度の就労移行支援事業の利用者数	46人 (7.8%)	○国指針：福祉施設利用者の2割以上 ○府指針：これまでの実績等を踏まえる

③ 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

■第2期計画の検証

平成23年度の就労移行支援事業の利用者数については、13人と設定しましたが、平成23年8月時点の利用がありませんでした。[※事業所の補足説明](#)

■第2期計画における就労移行支援事業利用者数の目標

項目		数値	備考
目標	平成23年度の就労継続支援（A型）の利用者数	6人 (4.8%)	○国の指針では、就労継続支援事業利用者の3割が利用
実績	平成22年度の利用者数	1人 (0.9%)	平成22年度就労継続支援（B型）利用者数110人
	平成23年8月末時点の利用者数	0人 (0.0%)	

■第3期計画の目標

平成26年度末における就労継続支援事業（A型）を利用する人に関する目標値について、国は平成26年度末における就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）利用者の3割とし、大阪府ではこれまでの実績を踏まえ、利用者の意向や地域の実情に応じて設定することとしています。

就労継続支援（A型）の利用者については、事業所が市内にないものの、近隣市の事業所利用により23年度は3人の利用を見込んでおり、平成26年度末における就労継続支援（A型）利用者を8人と設定します。

■第3期計画における就労継続支援（A型）事業利用者数の目標

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業利用者数	8人	
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業利用者数	229人	
平成26年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業利用者数	237人	
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	3.4%	○国指針：A型及びB型利用者の3割 ○府指針：これまでの実績等を踏まえる

④ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

■第3期計画の目標

就労継続支援（B型）事業所における工賃は、第3期計画において初めて設定する項目です。大阪府では、平成20年3月に「大阪府工賃倍増5か年計画」を策定し、工賃の目標額（府内平均16,000円）を達成するため、当面の目標として平成26年度までに、平成22年度実績（9,244円）の約30%増を目指すこととしています。

また、第3期障がい福祉計画策定指針において、大阪府から提示される平成22年度の実績値（過去3年間の推移から平成22年度実績が適切でないと考えられる場合には、過去3年間の平均額や最も高い実績値など、市町村において適宜定める額）に3,000円を上乗せすることを基本として、利用者の意向及び地域の実情を踏まえた目標を設定することとしています。

本市においては、平成20年度の平均工賃が5,462円、21年度が5,204円、22年度が4,904円と年々低下し、大阪府内でも下から3番目に低い工賃となっています。平成26年度の工賃の平均額については、一気に高くすることは難しいことから、平成20年度～22年度の3年間の平均をベースに、そのおおむね30%増となる6,800円と設定します。

■就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の目標

項目		数値	備考
基準となる額（平成20年度～22年度の工賃の平均額）		5,190円	大阪府調べ
目標	平成26年度の工賃の平均額	6,800円	○国指針：区域ごとの目標水準を設定
	増加額	1,610円 (31.0%)	○府指針：平成22年度実績の約30%増など

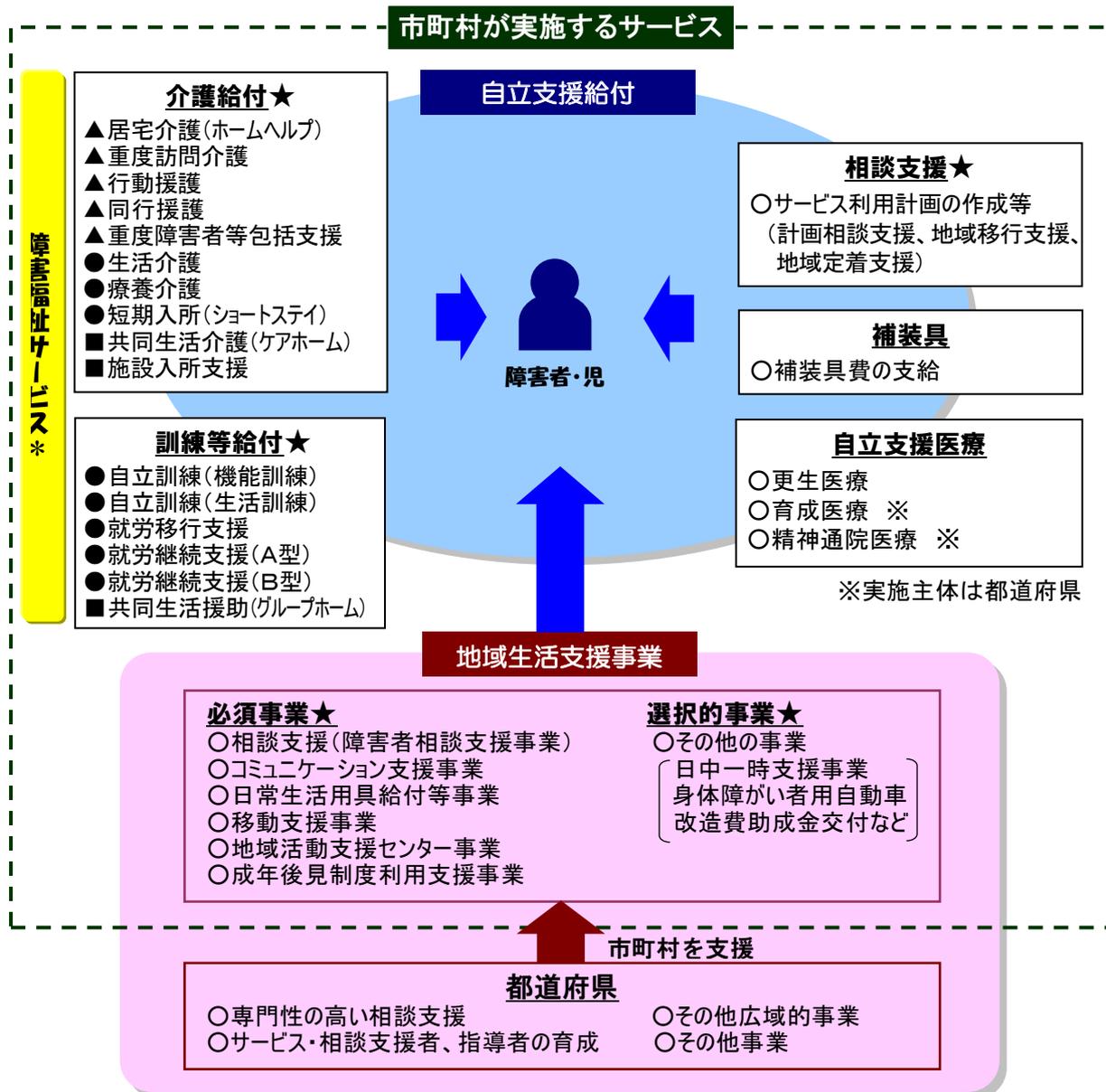
第3章

事業計画

1 障害者自立支援法に基づくサービス事業体系

障害者自立支援法の改正に伴い、介護給付の訪問系サービスに「同行援護」が新たに創設され、一方、日中活動系サービスの児童デイサービスは児童福祉法に基づくサービスの中に組み替えられることになりました。

また、相談支援に計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援が創設され、地域生活支援事業の必須事業に「成年後見制度利用支援事業」が含まれました。



※障害者自立支援法では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障害福祉サービス」と定義し、限定的な用語として使われています。

※障害福祉サービスの頭の記号の意味・・・▲訪問系サービス ●日中活動系サービス ■居住系サービス

※★はこの計画に関連するサービス

2 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、介護給付として「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の4つのサービスに、平成23年10月から「同行援護」が加わりました。

■ 訪問系サービスの種類と内容

		サービス名	サービス内容
訪問系サービス	介護給付	居宅介護	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介護や家事援助を行います。重度訪問介護や重度障がい者等包括支援の対象以外の人へのサービスです。
		重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由の人を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介助や家事援助、外出時の移動支援などを総合的にを行います。
		行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難があり、常に介護の必要な人（児童を含む）を対象に、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介助等を行います。
		同行援護	重度視覚障がいのある人に対し、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。
		重度障害者等包括支援	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童の中で、常に介護を必要とする程度が著しく高い人を対象に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

① 居宅介護

■ 第2期計画の検証

居宅介護の利用者数の見込量は、第1期、第2期と延人数に基づき算出していました。第1期計画策定時において、システム上、利用者数の抽出が延人数（身体介護・家事援助・通院介助などを合わせて支給されている人は3人でカウントするなど）でしたが、年々実人数との差が広がり実態にそぐわなくなってきました。特に身体障がいのある人は通院介助を合わせて利用する人が多く、実人数との差が大きくなっています。そのため、第3期の見込量では実人数による利用者数に変更したいと考えています。したがって、第2期の実績についても実人数を上げていますが、障がいのある児童を除いて利用者数は増加しています。

身体障がいのある人は、利用者数は各年度見込みを下回っていますが、実績も見込と同様の延べ人数換算では見込みを上回り、利用時間も見込みを上回っています。

知的障がいのある人は、利用者数及び利用時間ともに各年度見込みを上回っています。

精神障がいのある人は、利用者数及び利用時間とも特に各年度見込みを上回っていますが、これは通院介助の利用が増えていることによります。また、ヘルパーと一緒に家事を行い自立をめざすなど、生活訓練的な支援が多くなっています。

障がいのある児童は、利用者数及び利用時間ともに見込みを下回り、また、利用時間が減少しています。これは平成19年度から20年度上半期に複雑な課題を抱える家庭が多く急増したものの、その後の利用は一定落ち着いたことによると推察されます。

■第2期計画における居宅介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	見込量	人	161	165	169	時間	3,639	3,729	3,819
	実績値	人	129	116	124	時間	3,650	3,839	4,053
	対見込率	%	80.1	70.3	73.4	%	100.3	102.9	106.1
知的障がいのある人	見込量	人	31	32	32	時間	251	259	267
	実績値	人	40	36	40	時間	252	317	391
	対見込率	%	129.0	112.5	125.0	%	100.4	122.4	146.4
精神障がいのある人	見込量	人	35	37	39	時間	308	326	343
	実績値	人	53	52	60	時間	427	712	869
	対見込率	%	151.4	140.5	153.8	%	138.6	218.4	253.4
障がいのある児童	見込量	人	24	25	27	時間	372	389	421
	実績値	人	16	19	16	時間	309	279	158
	対見込率	%	66.7	76.0	59.3	%	83.1	71.7	37.5
合計	見込量	人	251	259	267	時間	4,570	4,703	4,850
	実績値	人	238	223	240	時間	4,638	5,147	5,471
	対見込率	%	94.8	86.1	89.9	%	101.5	109.4	112.8

注)平成23年度実績は上半期平均。網掛けは対見込率が100%以上(以下、同様)

■第3期計画の見込量

身体障がいのある人は、平成23年度の利用増の傾向を伸ばすこととし、各年度7人ずつの増と設定しました。利用時間は、1人あたり月平均利用時間が平成23年度は若干減少していることから、22・23年度の平均の32.9時間を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人は、平成23年度の利用増の傾向を伸ばすこととし、各年度5人ずつの増と設定しました。利用時間は、1人あたり月平均利用時間が平成23年度の方が伸びていることから23年度の9.8時間を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人は、平成23年度の利用増の傾向を伸ばすこととし、各年度8人ずつの増と設定しました。利用時間は、1人あたり月平均利用時間が平成23年度の方が伸びていることから23年度の14.5時間を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

障がいのある児童は、平成23年度が月により22年度に比べて2～4人の利用減となっていることから、大きく利用増が見込めないものと想定し、23年度の最大利用17人から1人ずつの増と設定しました。利用時間は、1人あたり月平均利用時間が平成23年度が減少していることから、22・23年度の平均の12.3時間を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■居宅介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	利用者数	人	131	138	145
	利用時間数	時間	4,310	4,540	4,771
知的障がいのある人	利用者数	人	45	50	55
	利用時間数	時間	441	490	539
精神障がいのある人	利用者数	人	68	76	84
	利用時間数	時間	986	1,102	1,218
障がいのある児童	利用者数	人	18	19	20
	利用時間数	時間	221	234	246
合計	利用者数	人	262	283	304
	利用時間数	時間	5,958	6,366	6,774

② 重度訪問介護

■第2期計画の検証

利用者及び利用時間ともに、平成21年度は見込みを上回りましたが、22・23年度は見込みを下回り、利用時間数も減少しています。[※ヘルパー不足の説明](#)

■第2期計画における重度訪問介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	見込量	人	3	4	4	時間	537	716	716
	実績値	人	6	3	3	時間	705	510	434
	対見込率	%	200.0	75.0	75.0	%	131.3	71.2	60.6

注)平成23年度実績は上半期平均

■第3期計画の見込量

平成23年度は毎月の利用状況から、24年度はおおむね現状維持と想定し3人、25年度から4人と設定しました。1人あたり月平均利用時間は、平成23年度が減少していることから、22・23年度の平均の157.4時間を用い、利用者数に乗じて見込みました。

■重度訪問介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	利用者数	人	3	4	4
	利用時間数	時間	472	630	630

③ 行動援護

■第2期計画の検証

知的障がいのある人は、利用者数及び利用時間ともに、各年度見込みを上回る利用があり、利用時間も増加しています。

障がいのある児童は、利用者数及び利用時間は平成21・22年度は見込を大きく上回る利用となっていますが、23年度は見込みを下回り大きく減少しています。

■第2期計画における行動援護月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
知的障がいのある人	見込量	人	3	4	4	時間	43	57	57
	実績値	人	5	5	5	時間	76	80	94
	対見込率	%	166.7	125.0	125.0	%	176.7	140.4	164.9
障がいのある児童	見込量	人	1	1	1	時間	23	23	23
	実績値	人	2	2	1	時間	38	42	18
	対見込率	%	200.0	200.0	100.0	%	165.2	182.6	78.3
合計	見込量	人	4	5	5	時間	66	80	80
	実績値	人	7	7	6	時間	114	122	112
	対見込率	%	175.0	140.0	120.0	%	172.7	152.5	140.0

注)平成23年度実績は上半期平均

※精神障がいのある人の記載

■第3期計画の見込量

知的障がいのある人は、利用者数が第2期計画期間において変化はないものの、事業所の整備が進めばニーズが上がるものと推察されます。24年度は3人増の8人と設定し、以降各年度1人増としました。利用時間は、1人あたり月平均利用時間を平成23年度の18.8時間を用い、利用者数に乗じて見込みました。

障がいのある児童は、利用者数は第2期計画期間の利用実績から、今後も大きく利用増が見込めないものと想定し、平成24年度は1人のまま、25年度から1人増と設定しました。利用時間は、1人あたり月平均利用時間が平成23年度が減少していることから、22・23年度の平均の20.0時間を用い、利用者数に乗じて見込みました。

■行動援護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知的障がいのある人	利用者数	人	8	9	10
	利用時間数	時間	150	169	188
障がいのある児童	利用者数	人	1	2	3
	利用時間数	時間	20	40	60
合計	利用者数	人	9	11	13
	利用時間数	時間	170	209	248

④ 同行援護

■第3期計画の見込量

平成23年10月1日開始のサービスで、支給決定者数は74人、支給決定時間は2,204時間です。平成23年11月の利用者数は51人で、利用時間は310時間となっています。平成23年度の利用見込を54人とし、24年度はサービス対象者から利用者数が大きく増加することは想定できないことから、毎年度1人増とし、利用時間は23年度の実績から1人あたり月平均6.0時間とし、利用者数に乗じて見込みました。

■同行援護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がい のある人	利用者数	人	55	56	57
	利用時間数	時間	1320330	3361344	3421368

⑤ 重度障害者等包括支援

■第3期計画の見込量

平成23年8月現在、利用がなく、また、サービス提供事業所も大阪府内で4事業所しかありません。また、重度障がいのある人には、重度訪問介護等に対応できていることから、第3期計画期間内においても見込量を計上しません。

※

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、介護給付の「生活介護」「療養介護」「短期入所」と、訓練等給付の「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型：雇用型）」「就労継続支援（B型：非雇用型）」に区分されます。障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、介護給付から「児童デイサービス」がなくなりました。

■ 日中活動系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人を対象に、主として昼間、障がい者支援施設などの施設で、食事、入浴、排泄等の介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供します。
	療養介護	医療及び常に介護を必要とする障がいのある人を対象に、主として昼間、病院などの施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。
	短期入所	介護者の病気やその他の理由で、一時的に保護が必要になった障がいのある人や児童を対象に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
日中活動系サービス 訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある人及び精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がいのある人を対象に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業等への就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。A型は、事業所内において、雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等への就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。B型は、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を行います。

① 生活介護

■第2期計画の検証

身体障がいのある人の生活介護の利用は、利用者数及び利用日数ともに計画期間の各年度の見込みを上回る利用があり、利用者が増加しています。これは、平成21年4月から市の保健福祉センターで実施していた老人デイサービスがすべて障がいのある人のサービスに移行し、受け入れ枠が拡大したことも大きいようです。

知的障がいのある人は、平成23年度の利用者数のみが見込みを上回っていますが、年々利用者数及び利用日数がともに増加しています。

精神障がいのある人は、利用者数は各年度見込みを上回りましたが、利用日数は平成22年度が大きく下回っています。

■第2期計画における生活介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	見込量	人	57	62	64	人日	870	1,020	1,080
	実績値	人	76	92	97	人日	967	1,406	1,686
	対見込率	%	133.1	148.4	151.6	%	111.1	137.8	156.1
知的障がいのある人	見込量	人	112	116	125	人日	2,218	2,297	2,553
	実績値	人	84	103	127	人日	1,553	1,873	2,410
	対見込率	%	75.0	88.8	101.6	%	70.0	81.5	94.4
精神障がいのある人	見込量	人	1	1	1	人日	9	9	9
	実績値	人	2	2	3	人日	12	5	20
	対見込率	%	200.0	200.0	300.0	%	133.3	55.6	222.2
合計	見込量	人	170	179	190	人日	3,097	3,326	3,642
	実績値	人	162	197	227	人日	2,531	3,284	4,116
	対見込率	%	95.3	110.1	119.5	%	81.7	98.7	113.0

注)平成23年度実績は上半期平均

■第3期計画の見込量

身体障がいのある人は、利用者数が平成23年度は最大106人、最少64人、直近の8月が103人で、24年度は旧法利用者の3人を加えると106人になり、他に新規3人を見込みました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成23年度の17.4日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人は、利用者数は平成23年度直近の8月利用が130人で、24年度は旧法利用者の19人のうち2人が退所と想定していることから、17人プラスし、さらに施設が新規入所、退所で1人増、居宅で4人増で152人と設定しました。25年度は9人増、26年度は7人増と設定しました。利用日数は、1人

あたり月平均利用日数を平成23年度の19.0日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人は、利用者数は平成23年度の上半期の利用平均が3人をベースに、新規の利用を各年度1人ずつの増と設定しました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成23年度の6.7日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■生活介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がい のある人	利用者数	人	109	112	115
	利用日数	人日	1,897	1,949	2,001
知的障がい のある人	利用者数	人	152	163	170
	利用日数	人日	2,888	3,097	3,230
精神障がい のある人	利用者数	人	4	5	6
	利用日数	人日	27	34	40
合計	利用者数	人	265	280	291
	利用日数	人日	4,812	5,080	5,271

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

■第2期計画の検証

身体障がいのある人の機能訓練は、利用者数については見込みが少ないこともあり、対見込率も平成21年度が50.0%、22・23年度がともに100.0%ですが、利用日数は各年度見込みを下回り低い利用となっています。

知的障がいのある人の生活訓練は、平成21・22年度の利用者数及び利用日数ともに、見込みを大きく上回る利用がありましたが、23年度は利用者数及び利用日数ともに見込みのおよそ半数と低い利用状況となっています。

精神障がいのある人は、各年度ともに利用者数及び利用日数は見込みを大きく下回る利用状況でした。

■第2期計画における自立訓練の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	見込量	人	2	1	1	人日	32	16	16
	実績値	人	1	1	1	人日	9	8	5
	対見込率	%	50.0	100.0	100.0	%	28.1	50.0	31.3
知的障がいのある人	見込量	人	1	2	2	人日	19	38	38
	実績値	人	4	3	1	人日	79	63	20
	対見込率	%	400.0	150.0	50.0	%	415.8	165.8	52.6
精神障がいのある人	見込量	人	6	2	2	人日	132	44	44
	実績値	人	0	1	1	人日	0	10	10
	対見込率	%	0.0	50.0	50.0	%	0.0	22.7	22.7
合計	見込量	人	9	5	5	人日	183	98	98
	実績値	人	5	5	3	人日	88	81	35
	対見込率	%	55.6	100.0	60.0	%	48.1	82.7	35.7

注)平成23年度実績は上半期平均

■第3期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、第2期計画期間の利用実績から今後も大きく変わらないものとし、平成26年度に1人増を見込みました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を、平成22・23年度の平均の6.5日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、これまでの実績を踏まえ、平成24年度から3人と設定しました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成23年度の21.0日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用日数は、病院からの退院者数を4人と見込んでいることから、平成24・25年度をそれぞれ1人とし、26年度を2人としました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成23年度の10.0日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■自立訓練の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	利用者数	人	1	1	2
	利用日数	人日	7	7	13
知的障がいのある人	利用者数	人	3	3	3
	利用日数	人日	63	63	63
精神障がいのある人	利用者数	人	6	6	7
	利用日数	人日	60	60	70
合計	利用者数	人	10	10	12
	利用日数	人日	130	130	146

③ 就労移行支援

■第2期計画の検証

身体障がいのある人は、各年度の利用者数は見込み通りの人数でしたが、利用日数は各年度ともに見込みを下回っています。

知的障がいのある人は、各年度の利用者数及び利用日数ともに見込みを下回っています。

精神障がいのある人は、各年度の利用者数及び利用日数ともに見込みを上回る利用があり、利用日数も伸びています。

■第2期計画における就労移行支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	見込量	人	1	1	1	人日	20	20	20
	実績値	人	1	1	1	人日	12	16	15
	対見込率	%	100.0	100.0	100.0	%	60.0	80.0	75.0
知的障がいのある人	見込量	人	11	11	10	人日	220	220	200
	実績値	人	5	5	8	人日	91	105	159
	対見込率	%	45.5	45.5	80.0	%	41.4	47.7	79.5
精神障がいのある人	見込量	人	2	2	2	人日	30	30	30
	実績値	人	3	7	7	人日	38	88	103
	対見込率	%	150.0	350.0	350.0	%	126.7	293.3	343.3
合計	見込量	人	14	14	13	人日	270	270	250
	実績値	人	9	13	16	人日	141	209	277
	対見込率	%	64.3	92.9	123.1	%	52.2	77.4	110.8

注)平成23年度実績は上半期平均

■第3期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、第2期計画期間中の利用実績が1人で、今後も大きく変わらないものとしますが、平成25・26年度とそれぞれ1人増を見込んでいます。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成22・23年度の平均の15.5日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成23年度の上半期の平均8人をベースに、24年度は守口支援学校卒業生のうち1人の利用と退所者2人、新規2人の利用増と設定しました。平成25年度は守口支援学校の26人のうち8人と退所者1人、新規2人をそれぞれプラスし、26年度は守口支援学校の1人と寝屋川支援学校の1人、退所者1人、新規2人をそれぞれプラスしました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成22・23年度の平均の20.5日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成23年度の直近の利用の8人をベースに、24年度に新規2人をプラスし、25・26年度もそれぞれ新規プラス2人と設定しました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成23年度の14.7日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■就労移行支援の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	利用者数	人	1	2	3
	利用日数	人日	16	31	47
知的障がいのある人	利用者数	人	13	24	29
	利用日数	人日	267	492	595
精神障がいのある人	利用者数	人	10	12	14
	利用日数	人日	147	176	206
合計	利用者数	人	24	38	46
	利用日数	人日	430	699	848

④ 就労継続支援（A型）

■第2期計画の検証

身体障がいのある人は、見込みを計上せず、実績もありませんでした。

知的障がいのある人は、平成21年度に2人、22年度に4人、25年度に6人の利用を見込みましたが、実績はありませんでした。

精神障がいのある人は、各年度ともに利用を見込みませんでした。21・22年度に1人の実績がありました。

■第2期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	見込量	人	0	0	0	人日	0	0	0
	実績値	人	0	0	0	人日	0	0	0
	対見込率	%	—	—	—	%	—	—	—
知的障がいのある人	見込量	人	2	4	6	人日	44	88	132
	実績値	人	0	0	0	人日	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
精神障がいのある人	見込量	人	0	0	0	人日	0	0	0
	実績値	人	1	1	0	人日	9	15	0
	対見込率	%	—	—	—	%	—	—	—
合計	見込量	人	2	4	6	人日	44	88	132
	実績値	人	1	1	0	人日	9	15	0
	対見込率	%	50.0	25.0	0.0	%	20.5	17.0	0.0

注)平成23年度実績は上半期平均

■第3期計画の見込量

知的障がいのある人は、これまで実績がありませんでしたが、平成24年度の利用者数を2人とし、以降、1人ずつ増とします。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を15.0日とし、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人も、これまで以上の利用を見込み、平成24年度の利用者数を2人とし、以降、1人ずつ増とします。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を15.0日とし、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■就労継続支援（A型）の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がい のある人	利用者数	人	0	0	0
	利用日数	人日	0	0	0
知的障がい のある人	利用者数	人	2	3	4
	利用日数	人日	30	45	60
精神障がい のある人	利用者数	人	2	3	4
	利用日数	人日	30	45	60
合計	利用者数	人	4	6	8
	利用日数	人日	60	90	120

⑤ 就労継続支援（B型）

■第2期計画の検証

身体障がいのある人は、利用者数が計画期間中見込みを上回り、利用日数は平成22年度が見込みを下回りましたが、21年度及び23年度は、見込みを上回る利用となっています。

知的障がいのある人は、平成21・22年度に市内小規模通所授産施設の移行が比較的進んだものの、利用者数及び利用日数ともに見込みを下回りました。23年度には利用者数及び利用日数ともに見込みを上回っています。

精神障がいのある人は、施設の移行が進み、各年度の利用者数及び利用日数ともに見込みを大きく上回り、利用も増加しています。

■第2期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	見込量	人	4	9	9	人日	86	194	194
	実績値	人	7	10	12	人日	116	169	221
	対見込率	%	175.0	111.1	133.3	%	134.9	87.1	113.9
知的障がいのある人	見込量	人	69	86	99	人日	1,304	1,625	1,871
	実績値	人	49	75	108	人日	898	1,555	2,048
	対見込率	%	71.0	87.2	109.1	%	68.9	95.7	109.5
精神障がいのある人	見込量	人	4	10	11	人日	64	160	176
	実績値	人	11	25	50	人日	129	323	701
	対見込率	%	275.0	250.0	454.5	%	201.6	201.9	398.3
合計	見込量	人	77	105	119	人日	1,454	1,979	2,241
	実績値	人	67	110	170	人日	1,143	2,047	2,970
	対見込率	%	87.0	104.8	142.9	%	78.6	103.4	132.5

注)平成23年度実績は上半期平均

■第3期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成23年度上半期の平均12人をベースに、24年度以降、各年度2人増を見込みました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成23年度の18.4日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成23年度上半期の平均108人をベースに、24年度は旧法施設の新体系への移行分10人をプラスし、新規利用2人と守口支援学校卒業生のうち3人と、退所1人を見込みました。平成25年度は退所1人と守口支援学校卒業生のうち4人を含む8人増、26年度は退所1人と守口支援学校卒業生のうち3人、寝屋川支援学校卒業生のうち3人を含む10人増と設定しました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成22・23年度の平均の19.9日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成23年度の上半期平均の50人に下半期に市内で開設のあった10人分をプラスし、新規利用を各年度3人増と設定しました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成23年度の14.0日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■就労継続支援（B型）の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がい のある人	利用者数	人	14	16	18
	利用日数	人日	256	293	329
知的障がい のある人	利用者数	人	124	132	142
	利用日数	人日	2,455	2,614	2,812
精神障がい のある人	利用者数	人	63	66	69
	利用日数	人日	882	924	966
合計	利用者数	人	201	214	229
	利用日数	人日	3,593	3,831	4,107

⑥ 療養介護

■第3期計画の見込量

本市では、第1期及び第2期を通じて療養介護対象者は1人でしたが、改正自立支援法に基づき、重症心身障がい児施設等の18歳以上の人について19人見込む必要があることから、第3期計画においては、各年度20人と見込みます。

⑦ 短期入所

■第2期計画の検証

身体障がいのある人は、各年度の利用者数が見込みを上回る利用がありました。各年度の利用日数は見込みを下回りました。

知的障がいのある人は、各年度の利用者数及び利用日数ともに見込みを上回る利用があり、各年度の利用日数も伸びています。

精神障がいのある人は、平成22年度の利用者数は見込み通りで、利用日数は見込みを上回る利用がありました。平成21・23年度はともに見込みを下回っています。

障がいのある児童は、平成21年度は利用者数及び利用日数がともに見込みを下回りましたが、22・23年度は利用者数が見込み通り、利用日数が22年度は見込み通り、23年度は利用が伸び、対見込率も180.0%となっています。

■第2期計画における短期入所の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	見込量	人	8	8	9	人日	66	68	69
	実績値	人	11	10	13	人日	53	48	63
	対見込率	%	137.5	125.0	144.4	%	80.3	70.6	91.3
知的障がいのある人	見込量	人	13	13	14	人日	58	59	61
	実績値	人	17	21	21	人日	64	68	75
	対見込率	%	130.8	161.5	150.0	%	110.3	115.3	123.0
精神障がいのある人	見込量	人	2	2	2	人日	7	8	9
	実績値	人	1	2	1	人日	5	14	4
	対見込率	%	50.0	100.0	50.0	%	71.4	175.0	44.4
障がいのある児童	見込量	人	3	3	3	人日	9	9	10
	実績値	人	2	3	3	人日	7	9	18
	対見込率	%	66.7	100.0	100.0	%	77.8	100.0	180.0
合計	見込量	人	26	26	28	人日	140	144	149
	実績値	人	31	36	38	人日	129	139	160
	対見込率	%	119.2	138.5	135.7	%	92.1	96.5	107.4

注)平成23年度実績は上半期平均

■第3期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成23年度の上半期平均の13人をベースに、これまでの実績を踏まえて24年度はそのまま、25・26年度にそれぞれ1人増を見込みました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成22・23年度の平均の5.0日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成23年度の直近の利用が23人であることから、24年度は2人増の25人と設定し、25・26年度はそれぞれ1人増と見込みました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成23年度の4.0日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成23年度の上半期平均が1人で、24年度は23年度と同様に1人とし、25・26年度は1人増と見込みました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を、平成22・23年度平均の5.0日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

障がいのある児童の利用者数は、平成23年度の直近の利用が4人あり、24年度も4人と設定し、25・26年度と1人増と見込みました。利用日数は、1人あたり月平均利用日数を平成23年度の6.0日を用い、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■短期入所の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がい のある人	利用者数	人	13	14	15
	利用時間数	人日	65	70	75
知的障がい のある人	利用者数	人	25	26	27
	利用時間数	人日	100	104	108
精神障がい のある人	利用者数	人	1	2	3
	利用時間数	人日	5	10	15
障がいの ある児童	利用者数	人	4	5	6
	利用時間数	人日	24	30	36
合計	利用者数	人	43	47	51
	利用時間数	人日	194	214	234

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、介護給付の「施設入所支援」「共同生活介護（ケアホーム）」と、訓練等給付の「共同生活援助（グループホーム）」に区分されます。

「施設入所支援」では、入所施設の日中活動と住まい（夜）が明確に分離され、住まい（夜）の部分が介護給付となります。

グループホームは、介護の必要性の有無により、「共同生活介護（ケアホーム）」と「共同生活援助（グループホーム）」に区分されます。

■ 居住系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
居住系サービス	介護給付	施設入所支援
		共同生活介護（ケアホーム）
	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）
		<p>障がい者支援施設において利用者が自立した日常生活を営めるよう、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。</p> <p>介護を必要とする障がいのある人を対象に、事業所と利用者が利用契約を結び、共同生活を営む住居において入浴、食事、排泄等の介護や日常生活上の世話や相談支援など支援を行います。</p> <p>介護は必要とせず、就労しているまたは自立訓練、就労移行支援等を利用している障がいのある人を対象に、事業所と利用者が利用契約を結び、共同生活の場において相談その他の日常生活上の援助を行います。</p>

① 共同生活援助・共同生活介護

■ 第2期計画の検証

身体障がいのある人は、計画期間中見込みを計上せず、実績もありませんでした。

知的障がいのある人は、計画期間中見込みを上回る利用がありました。これは平成18年度～23年度の上半期にかけて、市内で地域移行支援センター2法人による整備が進んだことが大きな要因となっています。

精神障がいのある人は、平成21年度が見込みを上回り、22・23年度は見込み通りの利用となっています。

■第2期計画における共同生活援助・共同生活介護
の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
身体障がい のある人	見込量	人	0	0	3
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	—	—	0.0
知的障がい のある人	見込量	人	52	59	64
	実績値	人	59	61	71
	対見込率	%	113.5	103.4	110.9
精神障がい のある人	見込量	人	11	14	15
	実績値	人	13	14	15
	対見込率	%	118.2	100.0	100.0
合計	見込量	人	63	73	82
	実績値	人	72	75	86
	対見込率	%	114.3	102.7	104.9

注)平成23年度実績は上半期平均

■第3期計画の見込量

身体障がいのある人については、これまで利用がありませんでしたが、今後1人の利用を見込みました。

知的障がいのある人については、平成23年度の直近の利用の74人をベースに、24年度は施設退所者4人をプラスして78人と設定し、25・26年度は施設退所2人プラス新規3人でそれぞれ83人、88人と見込みました。

精神障がいのある人については、平成23年度の直近の利用の16人をベースに、24・25年度は退院者と在宅新規利用を各1人と見込み、26年度は退院者が2人と在宅新規利用者を1人と見込みました。

■グループホーム・ケアホームの見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がいのある人	人	1	1	1
知的障がいのある人	人	78	83	88
精神障がいのある人	人	18	20	23
合計	人	97	104	112

② 施設入所支援

■第2期計画の検証

身体障がいのある人は、平成21年度は新体系への移行がまだ進んでおらず、対見込率も61.1%ですが、22年度が見込み通り、23年度は見込を上回っています。

知的障がいのある人は、平成23年度上半期で32人と見込みを下回り、新体系への移行が完全には進んでいません。

精神障がいのある人は、見込みを計上せず、利用もありませんでした。

■第2期計画における施設入所支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	見込量	人	18	22	23
	実績値	人	11	22	32(3)
	対見込率	%	61.1	100.0	139.1
知的障がいのある人	見込量	人	30	29	37
	実績値	人	15	20	32(19)
	対見込率	%	50.0	68.0	86.5
精神障がいのある人	見込量	人	0	0	0
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	—	—	—
合計	見込量	人	48	51	60
	実績値	人	26	42	64
	対見込率	%	54.2	82.4	106.7

注)平成23年度実績値の()は旧法施設利用者

■第3期計画の見込量

身体障がいのある人については、現行の人数とします。

知的障がいのある人については、旧法施設利用者が2人退所し、新たに3人の利用と2人の退所を見込み、平成24年度は50人、25年度は新たに3人の新規利用と2人の退所を見込み1人に、26年度も新たに3人の新規利用と2人の退所を見込み52人と見込みました。

■施設入所支援の見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	人	35	35	35
知的障がいのある人	人	50	51	52
精神障がいのある人	人	0	0	0
合計	人	85	86	87

(4) 相談支援

■相談支援事業の内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある人と、障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域定着支援	居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

■第2期計画の検証

この場合の相談支援は従来のサービス利用計画の作成であり、各年度見込みを下回っています。

■第2期計画における相談支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	見込量	人	2	3	4
	実績値	人	1	1	2
	対見込率	%	50.0	33.0	50.0
知的障がいのある人	見込量	人	2	4	6
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
精神障がいのある人	見込量	人	3	5	7
	実績値	人	1	0	1
	対見込率	%	33.0	0.0	14.3
合計	見込量	人	7	12	17
	実績値	人	2	1	3
	対見込率	%	28.6	8.3	17.6

注)平成23年度実績は上半期平均

① 計画相談支援

■第3期計画の見込量

法改正により、障がい福祉サービス及び地域相談支援（「地域移行支援」及び「地域定着支援」のこと）すべての利用者が対象となることから、第3期の計画期間の3年間でサービス利用計画の作成支援を行います。

しかし、現状では相談支援事業者須が圧倒的に少ないこと、相談支援専門員の養成・確保が難しいことから、当面は新規利用者や地域移行者、従来のサービス利用計画作成費の支給対象となる人を優先し、利用者の拡大を図っていきます。

■計画相談支援の見込量（月間）

障がい種別	単位	利用者数		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がいのある人	人	10	10	<u>4050</u>
知的障がいのある人	人	10	20	<u>4080</u>
精神障がいのある人	人	10	20	<u>2035</u>
合計	人	30	50	<u>100165</u>

■国の指針（モニタリング実施期間）

① 在宅の障がい福祉サービス利用者

- 新規または変更決定によりサービス内容に著しく変動があったもの ⇒ 利用開始から3か月毎月実施
- 現行のサービス利用計画作成費の対象者等 ⇒ 毎月実施
- 上記以外の者 ⇒ 6か月ごとに1回実施

② 施設入所者 ⇒ 1年ごとに1回実施

② 地域移行支援

■第3期計画の見込量

施設入所者や退院可能精神障がいのある人の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

■地域移行支援の見込量（月間）

障がい種別	単位	利用者数		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がいのある人	人	0	0	0
知的障がいのある人	人	2	2	2
精神障がいのある人	人	1	1	2
合計	人	3	3	4

③ 地域定着支援

■第3期計画の見込量

同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

■地域定着支援の見込量（月間）

障がい種別	単位	利用者数		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がいのある人	人	1	1	1
知的障がいのある人	人	1	1	1
精神障がいのある人	人	1	1	1
合計	人	3	3	3

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携しながら実施する事業です。

市町村が行う地域生活支援事業は、①相談支援事業、②コミュニケーション支援事業、③日常生活用具給付等事業、④移動支援事業、⑤地域活動支援センター事業の5事業に、障害者自立支援法の改正に伴い、⑥成年後見制度利用支援事業が新たに「必須事業」として位置づけられました。このほか、市町村の判断により実施する日中一時支援事業などの「選択的事业」があります。

(1) 必須事業

① 相談支援事業

■相談支援事業の内容

サービス名	サービス内容
相談支援事業	障がいのある人や障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護を行う人を対象に、必要な情報の提供等の便宜を図ったり、権利擁護のための必要な援助を行います。
自立支援協議会	相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置します。
相談支援機能強化事業	障がいのある人や障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護を行う人を対象に、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対しての補助を行います。

■第3期計画の見込み

成年後見制度利用支援事業については、これまで利用がありませんでしたが、利用対象者も見込まれることから、各年度1件と見込みます。

■相談支援事業の必要量の見込み

サービス名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 相談支援事業	ア 障がい者相談支援事業 (か所)	4	4	4	4
	イ 相談支援機能強化事業 (有無)	有	有	有	有
	ウ 自立支援協議会 (有無)	有	有	有	有
②成年後見制度利用支援事業 (か所有)		+有	+有	+有	+有

	無) (件)	0	1	1	1
--	-----------	---	---	---	---

注)平成23年度実績は見込み

② コミュニケーション支援事業

■コミュニケーション支援事業の内容

サービス名	サービス内容
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人を対象に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

■第2期計画の検証

手話通訳を必要とする人の人数は、平成21・22年度が15人、23年度が17人と見込み、利用実績は21・22年度が15人、23年度上半期が14人です。

また、要約筆記を必要とする人数は、平成21年度が1人、22年度が2人、23年度が3人と見込み、利用実績は21・22年度が4人、23年度上半期が1人です。

■第3期計画の見込量

手話通訳者派遣事業は、平成24年度を15人とし、以降1人増と見込みました。要約筆記派遣事業は、平成24年度が3人、以降1人増と見込みました。

■コミュニケーション支援事業の年間見込量

項目	年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者派遣事業		人	15	16	17
要約筆記者派遣事業		人	3	4	5
手話通訳者設置事業		人	1	1	1

③ 日常生活用具給付等事業

■日常生活用具給付等事業の内容

サービス名	サービス内容
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、日常生活の便宜を図るための介護・訓練支援用具などの日常生活用具の給付を行います。

■第2期計画の検証

介護訓練支援用具は、平成22年度に利用が増加し、対見込率が170.0%となっています。

自立生活支援用具は、各年度ともに実績が見込みを下回り、対見込率は21年度

が75.0%、22年度が67.9%、23年度が44.4%です。

在宅療養等支援用具は、平成21・22年度ともに見込みに対して実績が若干下回る程度でしたが、23年度は対見込率が64.0%と低下しています。

情報・意思疎通支援用具は、平成21年度は見込みを上回る利用があり、対見込率110.0%でしたが、22・23年度は利用が減少し、対見込率は22年度が92.0%、23年度が76.9%です。

排泄管理支援用具は、平成21・22年度ともに見込みを上回る利用がありましたが、23年度は見込みを下回り、対見込率が66.8%です。

住宅改修費は、平成21年度は見込み通りで、対見込率は100.0%となっていました。22・23年度は見込みを大きく下回っています。

■ 第2期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量と実績値

用具等種類	項目	単位	利用者数		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護訓練支援用具	見込量	件	9	10	10
	実績値	件	4	17	3
	対見込率	%	44.4	170.0	30.0
自立生活支援用具	見込量	件	52	53	54
	実績値	件	39	36	24
	対見込率	%	75.0	67.9	44.4
在宅療養等支援用具	見込量	件	24	25	25
	実績値	件	22	23	16
	対見込率	%	91.7	92.0	64.0
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	269	275	281
	実績値	件	296	253	216
	対見込率	%	110.0	92.0	76.9
排泄管理支援用具	見込量	件	1,836	1,876	1,917
	実績値	件	2,272	2,354	1,280
	対見込率	%	123.7	125.5	66.8
住宅改修費	見込量	件	5	5	5
	実績値	件	5	1	1
	対見込率	%	100.0	20.0	20.0

注)平成23年度は上半期6か月分の実績を基にした見込値

■ 第3期計画の見込量

各分野の用具の利用状況は、年度や月によりバラつきがあり、過去3年間の実績を踏まえ、見込みました。

■ 第3期計画における日常生活用具給付等事業の見込量

項目	年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護訓練支援用具		件	18	19	20
自立生活支援用具		件	34	35	36

在宅療養等支援用具	件	24	25	26
情報・意思疎通支援用具	件	275	280	285
排泄管理支援用具	件	2,406	2,458	2,510
居宅生活動作補助用具	件	4	4	4

④ 移動支援事業

■移動支援事業の内容

サービス名	サービス内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人の外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■第2期計画の検証

身体障がいのある人は、各年度の利用者数及び利用時間数ともに見込みを下回っています。

知的障がいのある人は、利用者数が平成23年度に見込みを上回り、利用時間は21年度から見込みを上回り、年々伸びています。

精神障がいのある人は、各年度の利用者数及び利用時間数ともに見込みを上回り、とくに利用時間が大きく上回っています。

障がいのある児童は、各年度の利用者数及び利用時間数ともに見込みを上回っています。

■第2期計画における移動支援事業の年間見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	見込量	人	147	150	154	時間	28,503	29,085	29,861
	実績値	人	115	130	108	時間	25,328	26,489	22,010
	対見込率	%	78.2	86.7	70.1	%	88.9	91.1	73.7
知的障がいのある人	見込量	人	87	89	91	時間	10,022	10,252	10,483
	実績値	人	77	88	99	時間	11,436	14,056	15,653
	対見込率	%	88.5	98.9	108.8	%	114.1	137.1	149.3
精神障がいのある人	見込量	人	4	4	5	時間	252	271	315
	実績値	人	4	5	5	時間	580	1,031	742
	対見込率	%	100.0	125.0	100.0	%	230.2	380.4	235.6
障がいのある児童	見込量	人	50	52	54	時間	5,475	5,694	5,913
	実績値	人	58	62	59	時間	7,095	7,457	7,142
	対見込率	%	116.0	119.2	109.3	%	129.6	131.0	120.8
合計	見込量	人	288	295	304	時間	44,252	45,302	46,572
	実績値	人	254	285	271	時間	44,439	49,033	45,547
	対見込率	%	88.2	96.6	89.1	%	100.4	108.2	97.8

注) 身体障がいのある人の平成23年度は、上半期と下半期から同行援護支給決定者を除いた見込値

注) 平成23年度は見込値

■第3期計画の見込量

身体障がいのある人は、同行援護の人を除き、平成23年度の下半期をベースに、24年度以降、毎年5人ずつの増を見込んでいます。

知的障がいのある人は、平成23年度上半期をベースに、24年度以降、毎年10人ずつの増を見込んでいます。

精神障がいのある人は、平成23年度上半期をベースに、今後も緩やかな利用増と見込んでいます。

障がいのある児童は、平成23年度上半期をベースに、24年度以降、毎年2人ずつの増を見込んでいます。

■第3期計画における移動支援事業の年間見込量

障がい種別	項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がい のある人	利用者数	人	113	118	123
	年間利用時間	時間	23,029	24,048	25,067
知的障がい のある人	利用者数	人	110	120	130
	年間利用時間	時間	17,490	19,080	20,670
精神障がい のある人	利用者数	人	6	6	7
	年間利用時間	時間	1,069	1,069	1,247
障がい のある児童	利用者数	人	61	63	65
	年間利用時間	時間	7,387	7,629	7,872
合 計	利用者数	人	290	307	325
	年間利用時間	時間	48,975	51,826	54,856

⑤ 地域活動支援センター

■地域活動支援センター事業の内容

サービス名	サービス内容
地域活動支援センター事業	地域において就労及び雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、地域の実情に応じ、通所による創作活動、機能訓練または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

■地域活動支援センターの内容

事業名	事業の内容
基礎的事業	地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。 Ⅰ型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とします。 Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 Ⅲ型：運営年数がおおむね5年以上で、実利用人員が10人以上の地域の障がい者団体等が実施する通所による事業。

■第3期計画の見込量

これまでの地域活動支援センターⅠ型に加え、市内の精神障がい者小規模通所授産施設が平成24年4月から地域活動支援センターⅡ型に移行予定です。

■地域活動支援センター事業見込量

項目		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基礎的事業計		設置か所数（か所）	2	2	2
		利用者数（人）	38	38	38
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置か所数（か所）	1	1	1
		利用者数（人）	20	20	20
	地域活動支援センターⅡ型	設置か所数（か所）	1	1	1
		利用者数（人）	18	18	18
	地域活動支援センターⅢ型	設置か所数（か所）	-	-	-
		利用者数（人）	-	-	-

(2) 選択的事業

本市の選択的事業として、以下の事業を実施します。

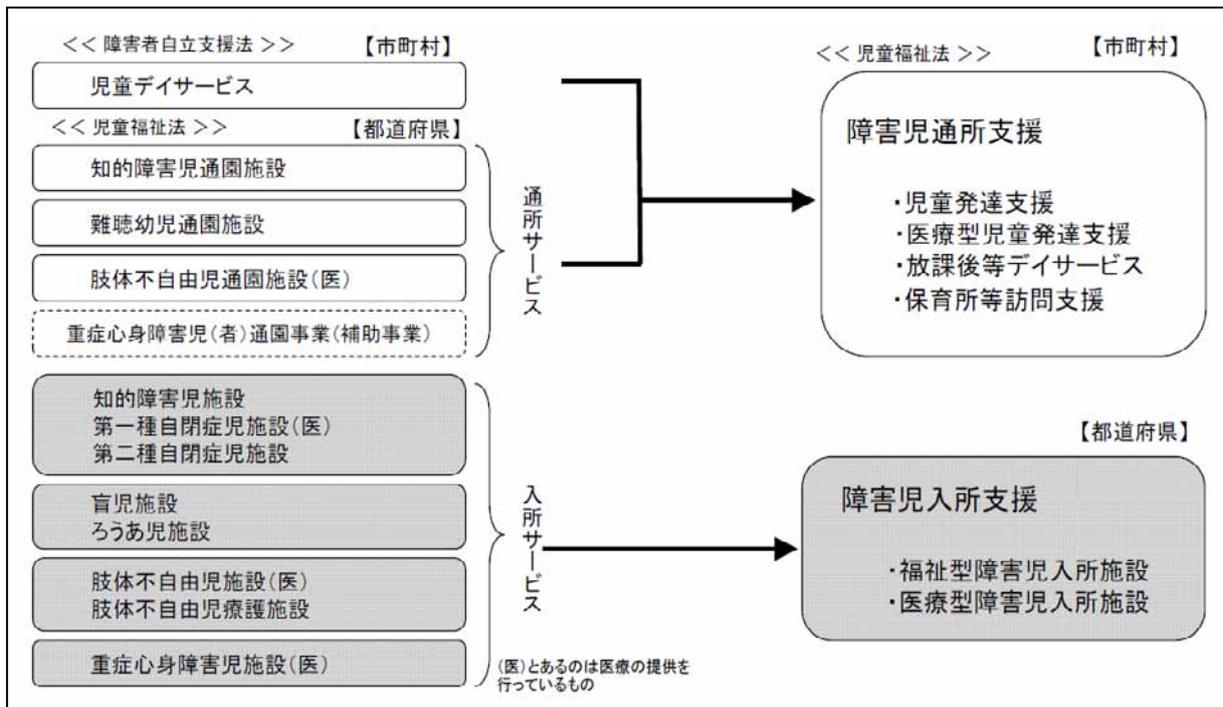
■ 地域生活支援事業選択的事業一覧

事業名	事業概要
日中一時支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援事業の中の市町村選択事業の1つとして、日中一時支援事業を実施します。この事業は、介護者等が介護できないとき、または一時的な休息のための日帰り短期入所事業（一時的利用）及び介護者等の就労支援のためのタイムケア事業（定期的利用）で、障がい者・児等の日中活動の場を提供します。放課後等デイサービス事業とタイムケア事業の役割について整理していきます。
身体障がい者用自動車改造費助成金交付	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会参加促進事業の1事業として、身体障がい者手帳を所持する人で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級から6級までのいずれかに該当するものが就労等に伴い、自らが所有し、かつ運転する自動車を改造する必要があると認められるとき、助成します。助成金の限度額は10万円とします。
身体障がい者自動車運転免許取得費助成金交付	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会参加促進事業の1事業として、身体障がいのある人が自動車運転免許を取得するために要した費用の一部に対し、予算の範囲内において助成金を交付します。助成金の額は、免許の取得に直接要した費用の3分の2の額とし、助成金の限度額は10万円とします。対象者は身体障がい者手帳1～4級で免許取得後3か月以内の人となっています。
在宅障がい者配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 食事づくりが困難な在宅の重度の障がいのある人に対して、栄養のバランスのとれた食事の定期的な提供を通じて、健康の維持、疾病の予防、「食」の自立等を図るとともに、配食時に安否確認などを実施し、障がいのある人の在宅生活を支援します。 ● あらかじめ市と委託契約を締結した社会福祉法人が実施します。 ● 対象は、①単身の重度障がいのある人 ②重度障がいのある人のみの世帯の構成員 ③その他福祉事務所長が認めた人。 ● サービスの内容は、利用者の居宅への食事の配達及び当該利用者の安否確認等で、配食回数は原則として利用者1人あたり週7日を限度とし、1日1食とします。
高齢者等緊急通報装置貸与	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者（おおむね65歳以上の人）及び重度身体障がいのある人に対し、簡単な操作により第三者に通報することができる緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図れるようにします。 ● 対象者は、本市に居住する病弱者のうち、次のいずれかに該当する人となります。①ひとり暮らしの高齢者 ②高齢者のみの世帯に属する人 ③ひとり暮らしの重度身体障がいのある人 ④重度身体障がいのある人のみの世帯に属する人 ⑤その他福祉事務所長が必要と認めた人。
精神障がい者グループワーク事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第4項の規定による相談及び指導を行います。利用者及び利用者を含む集団が相互援助体制を形成して、利用者が抱える課題に取り組み、克服できるよう必要な助言・援助を行います。 ● 対象者は、本市に居住する精神障がいのある人及び精神疾患を有する在宅の人で、グループワーク事業の利用が適当と認められる人。 ● 利用者は、レクリエーション事業等でカラオケ、施設見学、料理教室等に参加した場合は、実費相当額を負担していただきます。

4 児童福祉法に基づくサービス

平成22年12月の障害者自立支援法の改正に伴い、障がい児支援の強化を図るため、現行の種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態により一元化を図ることとなりました。

■児童に関する施設サービスの一元化（資料：厚生労働省）



■国の一元化の基本的な考え方

○身近な地域で支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにするとともに、引き続き、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

■見直しのポイント

- 施設・事業所が円滑に移行できるよう、現行の基準を基本とするが、身近な地域で支援が受けられるよう、施設、事業所が障がいのある児童の状態等に応じて柔軟に対応できる仕組みとする。
- 特に通所については、量的拡大を図る観点から、できる限り規制緩和をするとともに、地域の実情に応じた整備を促す。
- 障がい特性に応じた専門的な支援が引き続き提供できる仕組みとする。特に重症心身障がい者については児者一貫した支援を確保する。
- 18歳以上の障がい児施設入所者が、必要な障害福祉サービスを受けることができるよう障害福祉サービスの基準設定に当たって配慮する。必要に応じて、障害福祉サービスと一体的に行うことができる仕組みを工夫する。

① 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

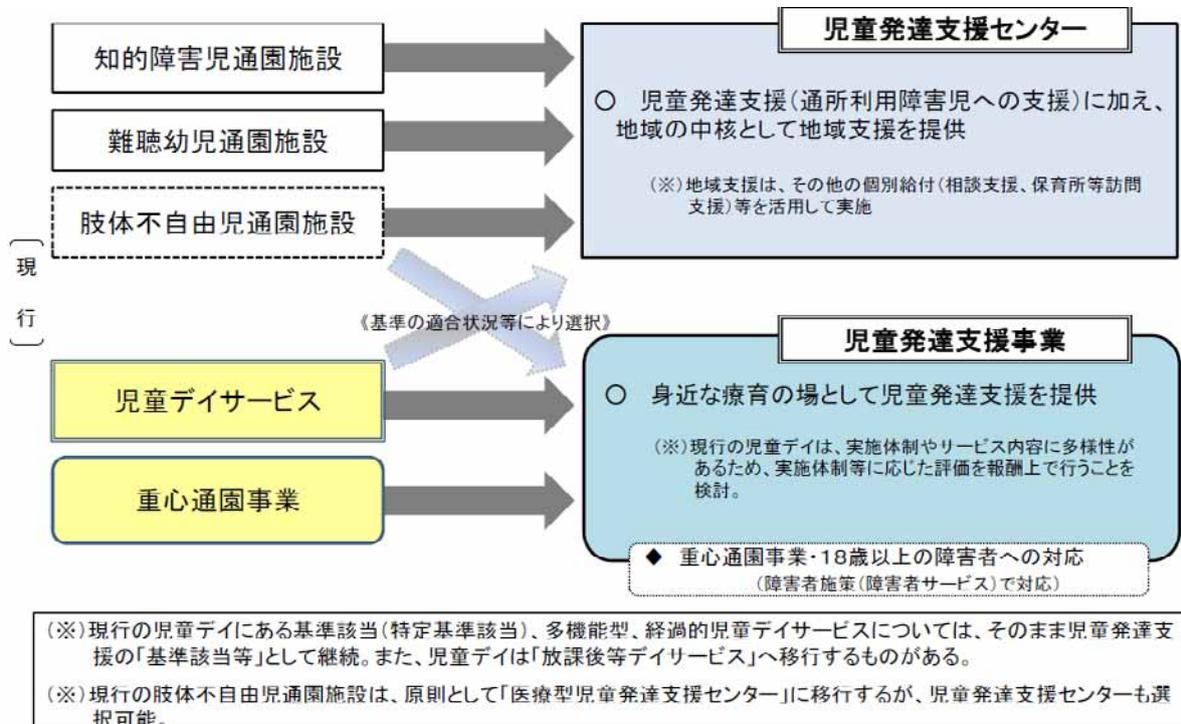
児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型があります。児童発達支援センターは、身近な地域の障がいのある児童の支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がいのある児童への支援だけではなく、地域の障がいのある児童・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障がいのある児童に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応します。

児童発達支援事業は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を提供します。

また、医療型児童発達支援事業は、上記の他に治療を提供します。

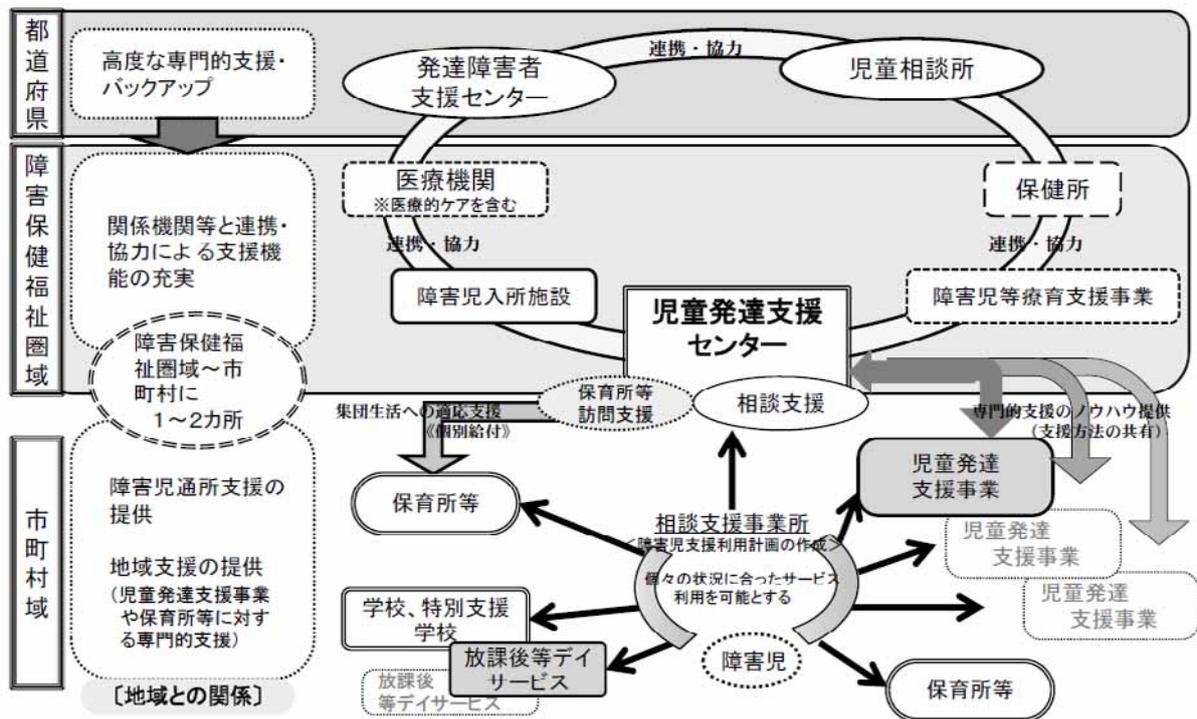
なお、児童発達支援センターと事業の違いについては、どちらも通所利用の障がいのある児童やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、「センター」は施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設をいいます。一方、「事業」は、もっぱら利用する障がい児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場です。

■各施設等における児童発達支援への移行イメージ（案）



資料：厚生労働省

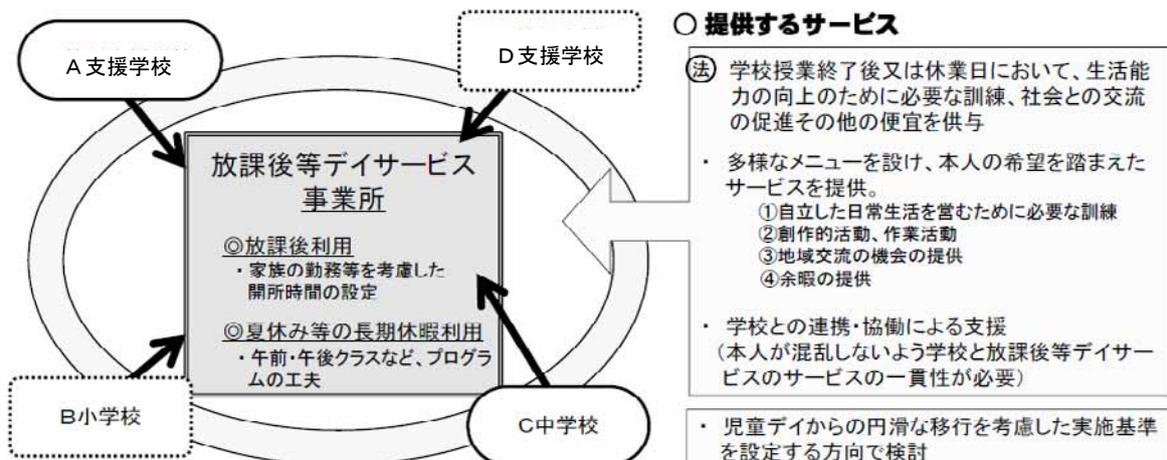
■地域における支援体制のイメージ



資料:厚生労働省

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを進めるものです。

■放課後等デイサービスの概要



資料:厚生労働省

■第3期計画の見込量

平成24年度からの新規事業で、従来の療育施設などでのサービスが該当します。平成23年度までの利用実績を踏まえ、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数及び月平均利用日数を見込みます。 医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用を含みます。

今後、本市においても児童発達支援センターの機能について検討を行うなど、整備に向けた取り組みを進めます。

■児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの月平均見込量

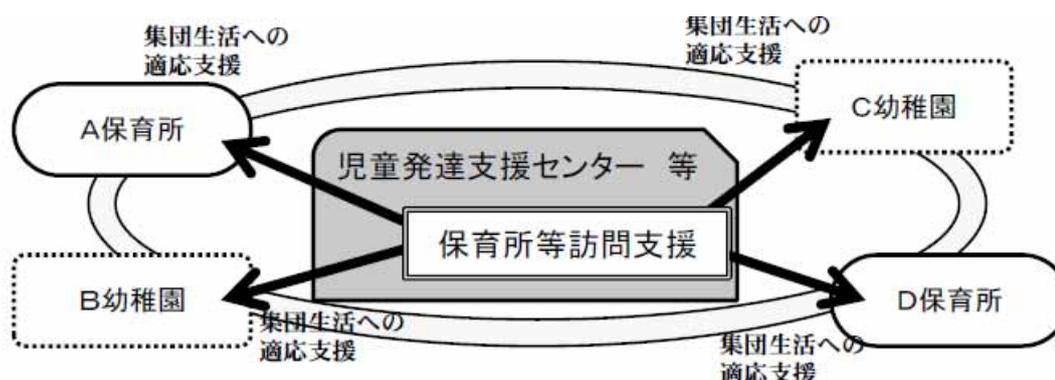
項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人)	107	120	137
利用日数 (人日)	1,284	1,440	1,644

※分けて数値を算出

② 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、このサービスを提供することにより、保育所等の安定した利用を促進するものです。対象は、保育所、小学校、幼稚園、支援学校など、児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある児童です。支援は2週に1回程度を目安にし、障がいのある児童の状況や時期により頻度は変化します。

■保育所等訪問支援のイメージ



資料:厚生労働省

■第3期計画の見込量

平成24年度からの新規事業ですが、発達障がいのある児童等の相談支援などで訪問する事業で、平成26年度の実施を見込んでいます。

なお、本市では、保育所等において障がいや発達上の問題を持つ児童のより円滑な入所及び入所後の適切な支援を行うため、平成24年度から「保育所等巡回支援事業」を実施する予定です。

■保育所等訪問支援の月平均見込量

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問回数 (回)	0	0	8

③ 計画相談支援

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用するすべての障がいのある児童が対象になり、適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

■第3期計画の見込量

平成24年度からの新規事業で、介護給付の利用者が対象となるため、各年度2人と見込んでいます。

■計画相談支援の月平均見込量

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人)	<u>45</u>	<u>27</u>	<u>313</u>

⑤ 障がい児相談支援

児童福祉法の障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童が対象になり、適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

■第3期計画の見込量

平成24年度からの新規事業で、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用者すべてが対象となります。

■障がい児相談支援の月平均見込量

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人)	9	10	11

5 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

① 制度改正やサービス内容等についての情報提供

障害者自立支援法や児童福祉法の改正により、障がい福祉サービスをはじめ児童の通所支援サービスなどが変わりました。新しく創設されたサービスもあり、利用者が適切にサービスを選択し利用できるよう、広報や市ホームページなどを活用し、制度やサービス内容の周知を図るなど、制度の普及と定着に努めます。

また、視覚障がいや聴覚障がいがあるなどでコミュニケーション支援が必要な人が、サービス情報をはじめ必要な情報が得られやすいよう、点字や録音媒体など様々な媒体を活用し、情報提供の充実や情報のバリアフリー化を図っていきます。

② 相談支援事業の充実

障がいの種類や程度など、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな、また、専門的な相談やライフステージに対応した連続した相談など、多様なニーズへの対応が求められています。

そのため、相談支援事業における支援員の資質の向上や、障害者自立支援法の改正により新たに規定された「基幹相談支援センター」の設置について検討を進めます。

また、門真市障がい者地域自立支援協議会の各専門会議を活用し、地域包括支援センターや地域子育て支援センターなどの他の相談専門機関との連携を強化し、困難事例への対応をはじめきめ細やかな対応、介護相談及び情報の提供等の総合的な体制整備に努めます。

③ ケアマネジメント体制の充実

第3期計画では、障がいのある一人ひとりの状態や意向に対応し、適切なサービスが利用できるよう、サービス利用者すべてを対象にサービス利用計画の作成が導入されます。

そのため、障がい者相談支援事業所等において、障がいの状況や家庭、住まいの状況、サービス利用意向など個々の状況に応じて、必要なサービスや社会資源などの情報提供を行うとともに、従来から実施している障がい福祉サービス等の支給決定前の段階からのケアマネジメントを引き続き実施し、サービス等利用計画の作成を進めます。

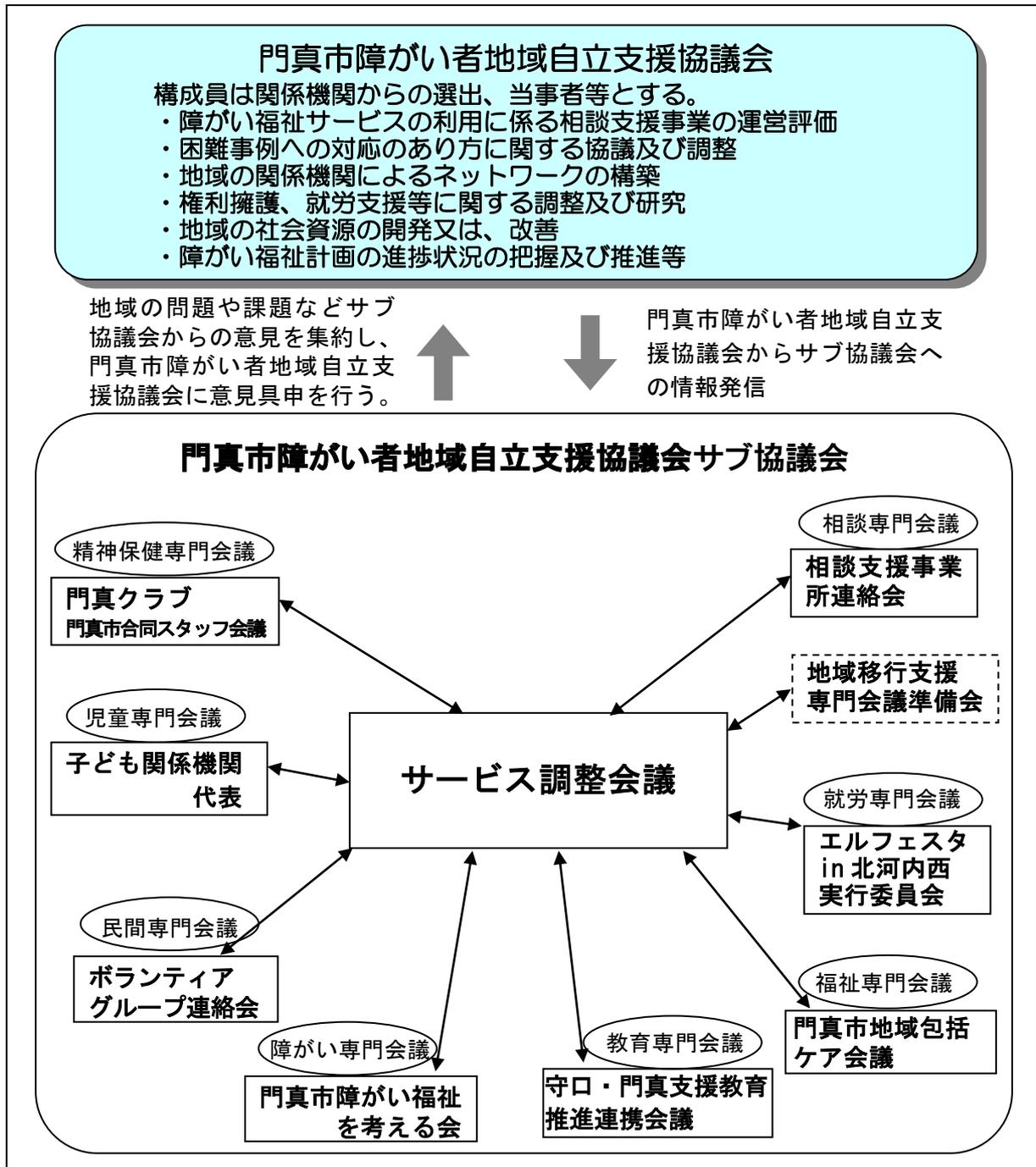
また、サービス等利用計画の作成に携わる人材の確保に努めます。

④ 門真市障がい者地域自立支援協議会の機能強化

障害者自立支援法の一部改正により、障害者自立支援協議会が法律上明確に位置づけられ、相談支援の充実が求められています。このようなことから、新たに「地域移行支援専門会議準備会」を設置し、福祉施設入所者や退院可能な精神障がいのある人の地域移行を進めるための今後の取り組みについて、相談支援事業所や保健所等、関係機関と検討していきます。

また、平成23年度に設置した「児童専門会議」では、発達障がいを含めた障がいのある児童を取り巻く課題について、保健・福祉・教育の各機関が連携して取り組んでいきます。

■門真市障がい者地域自立支援協議会のネットワーク図



6 人権の尊重と権利擁護の推進

① 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

障がい者制度改革の流れの中で、障がいを理由とする差別の禁止、障害者虐待防止法の制定などとともに、障がいのある人の人権の尊重と誰もが排除されることなく適切なサービスの利用により自立した生活を営み、社会の構成員として誰もが共に生きる社会の実現をめざす「ソーシャルインクルージョン」の考え方がより一層鮮明になっています。

このような考え方の普及を図るとともに、障がいのある人の就労支援や地域移行、障がいのある人の虐待防止などには、地域や職場における障がいや障がいのある人に対する理解が不可欠です。

そのため、引き続き障がいや障がいのある人に対する理解を深め、共に生きる社会の実現をめざしていけるよう、関係機関や当事者団体、関係団体等と連携し、市民や地域団体、企業等へ働きかけていきます。

※ゴミ問題の説明（事業所の前にゴミを置かれる・事業所の車の上にゴミを置かれる）

② 障がい者の虐待防止の推進

平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の平成24年10月の施行に向けて、市民に対する広報や民生委員・児童委員、地域団体に対する研修会の開催等を通じて、障がいのある人の虐待の防止や虐待を発見した時の通報義務等の啓発を進めます。

また、障がいのある人の虐待防止や虐待を受けた当事者の保護等、総合的な対応を行うため、障がい者虐待防止センターの機能の設置に向け体制整備を図っていきます。

③ 権利擁護の充実

障がいなどにより判断力が不十分な人が、適切にサービスを利用できるよう、また、日常の金銭管理の支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、障がいのある人が安心して生活できるよう、成年後見制度利用支援事業の周知と利用促進を図ります。

7 障がいのある人の雇用・就労の促進

① 障がいのある人の雇用の促進

障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワークや北河内西障害者就業・生活支援センターやハローワーク、支援学校、事業所等とネットワークを構築し、福祉施策とトライアル雇用やジョブコーチ等の雇用施策の効果的な連携を図り、情報を共有しながら、障がいのある人の雇用を促進する体制の整備を進めます。

※[地域の啓発の説明](#)

② 市役所における取り組みの推進

門真市障がい者地域自立支援協議会の就労専門会議において、北河内西障害者就業・生活支援センターを中核として日中活動系サービス事業所や相談支援事業所と連携し、一般就労をめざす障がいのある人などを対象に、引き続き市役所における庁舎実習の受け入れを実施します。

市が委託している指定管理者に対して、障がい者雇用率の把握を大阪府の「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」、いわゆるハートフル条例の数値を参考に、今後も継続して実施します。達成できていない指定管理者に対しては指導を行い、さらなる障がい者の雇用促進に取り組んでいきます。

また、市役所の発注業務に関して、障がいのある人の雇用・就労を要件とする総合評価一般競争入札制度や授産製品の購入・販売支援など、庁内の様々な部署において、障がいのある人の雇用・就労の促進につなげることができるよう、行政の福祉化についての取り組みを進めます。

※[市内全域に公募するような説明](#)

8 サービスの確保と人材の確保

① サービスの確保

ニーズが高いにもかかわらず不足しているサービスとして、短期入所やグループホーム・ケアホーム、就労継続支援（A型）が挙げられます。

短期入所については、市内に障がいのある人を対象とする入所施設がなく、また国や大阪府の施策では入所施設の新設を認めないため、確保が難しい状況が続いています。

グループホーム・ケアホームは、市内の地域移行支援センターによる整備が終了し、今後、事業者参入を働きかける必要があります。

就労継続支援（A型）は、労働契約締結、最低賃金の確保が必要なおうえ、利用年限があるなど、運営の困難さから事業者参入が進んでいません。

これらの課題について、近隣市や障がい福祉サービス、あるいは介護保険事業者等と協議しながら、門真市障がい者地域自立支援協議会において検討を進めます。

※地域区分の説明

② 人材の確保と資質の向上

重度障がいのある人や精神障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、医療的ケアの必要な人など、障がいのある人の個々の状態やニーズに適切な対応ができるよう、専門的知識や技術習得のための研修について、事業所に働きかけるとともに、大阪府など関係機関による開催の充実を要請していきます。

また、事業所の困難事例への対応等を支援するため、門真市障がい者地域自立支援協議会においてサービス提供事業所相互の情報交換や検討を行うとともに、地域包括支援センターや相談支援事業所等による連携強化を図り、相談指導の充実に努めます。

9 計画の推進

① 計画の広報・周知

市民がこの計画について、あるいは障がいのある人をめぐる制度の動向について理解を深め、ともに生きる社会を築いていけるよう、広報やホームページ等による周知や情報提供を進めます。

② 関係各課・関係機関との連携

この計画の目標や見込量を達成するためには、障がい福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携がとくに重要であることから、庁内の関係各課との連携・調整を一層進めるとともに、医療機関や保健福祉機関、教育機関、就労機関等の連携強化を図り、実効性を高めるよう努めます。

③ 地域住民・地域団体との連携

障がいのある人が地域で安心して暮らせるようにするためには、小地域ネットワーク活動や自治会等による防犯・防災などの取り組みも重要であることから、地域住民や地域団体等と連携し、見守りや虐待防止、交流などの活動を促進します。

④ 計画の点検・評価

この計画を着実に進めるため、これまでと同様に、門真市障がい者地域自立支援協議会において、計画の点検・評価を行うとともに、計画を進める上での課題の検討や調整などを進めます。